

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 9 月28日
【中間会計期間】	自 平成24年 1 月 1 日 至 平成24年 6 月30日
【会社名】	マーシュ・アンド・マクレナン・カンパニーズ・インク (Marsh & McLennan Companies, Inc.)
【代表者の役職氏名】	副社長兼法務副部長兼事務部長 ルシアーナ・フェイトー (Luciana Fato)
【本店の所在の場所】	米国、デラウェア州、ニューキャッスル郡、 ウィルミントン市、オレンジ・ストリート 1209 (1209 Orange Street, in the City of Wilmington, County of New Castle, in the State of Delaware, United States)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三 井 拓 秀
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区赤坂二丁目14番32号 赤坂2.14プラザビル 三井法律事務所
【電話番号】	(03) 3224-0020
【事務連絡者氏名】	弁護士 清 水 政 彦
【連絡場所】	東京都港区赤坂二丁目14番32号 赤坂2.14プラザビル 三井法律事務所
【電話番号】	(03) 3224-0020
【縦覧に供する場所】	なし

- (注 1) 本半期報告書において、別段の注記のない限り、「当社」とは、文脈に応じてマーシュ・アンド・マクレナン・カンパニーズ・インク、またはマーシュ・アンド・マクレナン・カンパニーズ・インクおよびマーシュ・アンド・マクレナン・カンパニーズ・インクの子会社を指す。
- (注 2) 別段の注記のない限り、本半期報告書において、「ドル」、「米ドル」、「\$」および「US\$」は、米国の通貨をいい、「円」、「日本円」および「¥」は、日本の通貨をいう。便宜上、別段の記載のない限り、日本円への換算は、2012年8月31日現在の、株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1ドル78.60円の為替レートで換算された金額である。
- (注 3) 提出会社の会計年度は12月31日に終了する。2011年会計年度とは2011年12月31日に終了する年度をいう。
- (注 4) 本半期報告書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は当該計数の総和と必ずしも一致しない場合がある。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

当該半期中に変更はなかった。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】（注1）

（単位：ドルは百万ドル。円は百万円。ただし1株当たりの数値を除く。）					
	6月30日に終了する6ヶ月間			12月31日に終了する年度	
	2012	2011	2010	2011	2010
営業収益（注2）	\$6,077 (\ 477,652)	\$5,812 (\ 456,823)	\$5,241 (\ 411,943)	\$11,526 (\ 905,944)	\$10,550 (\ 829,230)
法人所得税前利益（損失） （注2）	\$990 (\ 77,814)	\$862 (\ 67,753)	\$288 (\ 22,637)	\$1,404 (\ 110,354)	\$769 (\ 60,443)
純利益（損失）（注2）	\$676 (\ 53,134)	\$607 (\ 47,710)	\$484 (\ 38,042)	\$933 (\ 73,334)	\$855 (\ 67,203)
継続事業からの基本的1株当 たり純（損失）利益（注2）	\$1.24 (\ 97)	\$1.08 (\ 85)	\$0.43 (\ 34)	\$1.76 (\ 138)	\$1.01 (\ 79)
継続事業からの希薄化後1株 当たり純利益（損失） （注2）	\$1.23 (\ 97)	\$1.06 (\ 83)	\$0.43 (\ 34)	\$1.73 (\ 136)	\$1.00 (\ 79)
資産合計	\$15,202 (\ 1,194,877)	\$15,451 (\ 1,214,449)	\$15,621 (\ 1,227,811)	\$15,454 (\ 1,214,684)	\$15,310 (\ 1,203,366)
資本合計	\$6,344 (\ 498,638)	\$6,780 (\ 532,908)	\$6,043 (\ 474,980)	\$5,940 (\ 466,884)	\$6,415 (\ 504,219)
1株当たり資本（注1）	\$11.67 (\ 917)	\$12.53 (\ 985)	\$11.16 (\ 877)	\$11.02 (\ 866)	\$11.85 (\ 931)
自己資本比率（％）	41.7％	43.9％	38.7％	38.4％	41.9％
営業活動によるキャッシュ・ フロー	\$66 (\ 5,188)	\$330 (\ 25,938)	\$272 (\ 21,379)	\$1,705 (\ 134,013)	\$722 (\ 56,749)
財務活動によるキャッシュ・ フロー	\$(360) (\ 28,296)	\$(471) (\ 37,021)	\$(265) (\ 20,829)	\$(1,007) (\ 79,150)	\$(1,130) (\ 88,818)
投資活動によるキャッシュ・ フロー	\$(284) (\ 22,322)	\$(221) (\ 17,371)	\$(153) (\ 12,026)	\$(457) (\ 35,920)	\$535 (\ 42,051)
現金および現金同等物の期末 残高（注2）	\$1,504 (\ 118,214)	\$1,659 (\ 130,397)	\$1,475 (\ 115,935)	\$2,113 (\ 166,082)	\$1,894 (\ 148,868)
従業員数	約53,000	約52,000	約50,000	約52,000	約51,000

（注1）金額は、米国証券取引委員会に提出済の10-Q様式または10-K様式による該当する届出書に記載された当社発行済普通株式総数から自己株式総数を差し引いた数値を基にしている。

（注2）前年までの期間については、クロールを非継続事業として分類して調整されている。

2 【事業の内容】

対象の6ヶ月間、会社の事業内容に変更はない。

3 【関係会社の状況】

(1) 親会社

当社に親会社はない。

(2) 子会社

当社は全世界に約588社の子会社を有している。以下は当社の重要な子会社である。当社はその他約573社の子会社を有している。

名称	設立国および設立州	主たる事業	提出会社の議決権保有割合 (直接保有および間接保有いずれも含む。)
マーシュ・インク	アメリカ合衆国 デラウェア州	リスクおよび保険サービス	100%
マーシュUSAインク	アメリカ合衆国 デラウェア州	リスクおよび保険サービス	100%
ガイ・カーペンター・アンド・カンパニー・エルエルシー	アメリカ合衆国 デラウェア州	リスクおよび保険サービス	100%
マーシュ・アンド・マクレナン・エージェンシー・エルエルシー	アメリカ合衆国 デラウェア州	リスクおよび保険サービス	100%
マーシュ・アンド・マクレナン・リスク・キャピタル・ホールディングス・リミテッド	アメリカ合衆国 デラウェア州	リスクおよび保険サービス	100%
シーバリー・アンド・スミス・インク	アメリカ合衆国 デラウェア州	リスクおよび保険サービス	100%
マーサー・インク	アメリカ合衆国 デラウェア州	コンサルティング	100%
マーサー・エルエルシー	アメリカ合衆国 デラウェア州	コンサルティング	100%
マーサー・ホールディングス・インク	アメリカ合衆国 デラウェア州	コンサルティング	100%
マーサー（US）インク	アメリカ合衆国 デラウェア州	コンサルティング	100%
オリバー・ワイマン・インク	アメリカ合衆国 デラウェア州	コンサルティング	100%
ナショナル・エコノミック・リサーチ・アソシエイツ・インク	アメリカ合衆国 カリフォルニア州	コンサルティング	100%
ナショナル・エコノミック・リサーチ・アソシエイツ・インク	アメリカ合衆国 デラウェア州	コンサルティング	100%
オリバー・ワイマン・コーポレート・リスク・コンサルティング・インク	アメリカ合衆国 デラウェア州	コンサルティング	100%
オリバー・ワイマン・アクチュアリアル・コンサルティング・インク	アメリカ合衆国 デラウェア州	コンサルティング	100%

4 【従業員の状況】

2012年6月30日現在、当社および連結子会社は、リスクおよび保険サービスの約28,000人並びにコンサルティングの約23,500人を含む、世界に約53,000人の従業員を擁している。当社は親会社レベルで約1,500人を擁している。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

概略

マーシュ&マクレナン・カンパニー・インクおよびその子会社（以下「当社」という）は、世界規模の専門的サービスを提供する会社であり、リスク、戦略、および人的資源の分野において助言と解決策を提供している。当社の子会社には、「リスクおよび保険サービス」を提供するマーシュ、再保険サービスを提供するガイ・カーペンター、人材および関連する財政上のアドバイスとサービスを提供するマーサー、および経営コンサルタントその他のサービスを提供するオリバー・ワイマン・グループが含まれる。当社が世界中に有している約53,000人の従業員は、世界100カ国以上の国々で顧客に対し分析、助言、取引のノウハウを提供している。

当社の各事業セグメントは、提供するサービスに基づいている。「リスクおよび保険サービス」は、リスクマネジメントおよび保険ならびに再保険ブローカーおよびサービスを含み、主にマーシュおよびガイ・カーペンターにより提供される。「コンサルティング」はマーサーおよびオリバー・ワイマン・グループが行う事業であり、人材コンサルティングおよび関連の投資・アウトソーシングサービス、および専門マネジメント、経営およびブランドコンサルティングサービスを含む。

2012年1月、マーシュはボツワナおよびナミビアにおけるアレクサンダー・フォース・リスク・サービスおよび関連する補助的な業務と保険仲介サービス業務を含むアレクサンダー・フォースの南アフリカの仲介業務を買収した。2012年3月には、ヴァージニアに拠点を置く中堅の従業員福利厚生代理店であるKSPH, LLC、および伊藤忠の米国保険仲介子会社であり、日本企業の米国子会社に対する営利損害保険、個人を対象とした保険および従業員福利厚生仲介サービスを専門とするコスモス・サービス（アメリカ）・インクを買収した。2012年6月、マーシュはノース・カロライナに拠点を置く従業員福利厚生代理店であるプログレッシブ・ベネフィット・ソリューションズ、及ウィスコンシンに拠点を置く保険会社で、個人と法人に対し損害保険および従業員厚生サービスを提供するセキュリティ・インシュランス・サービスズ・インクを買収した。

2012年2月、マーサーは、日本に拠点を置くグローバル・モビリティ会社である横河ORCの残り49%、およびノルウェーを拠点とする投資と年金に関する大手コンサルティング会社であるPensjon & Finansを買収した。2012年3月、マーサーはフランスに拠点を置く従業員の健康保険および福利厚生制度に関する仲介およびアドバイスを提供する会社であるREPCAを買収した。

全営業利益に対するセグメント営業利益の調整については、本報告書中に別記される連結財務諸表の注記17に記載されている。各セグメントに関して使用する会計方針は、連結財務諸表において使用する会計方針と同じである。

連結業績

(単位：百万ドル、ただし一株当たりの数値を除く)	第 2 四半期		上半期	
	2012	2011	2012	2011
収益	\$3,026	\$2,928	\$6,077	\$5,812
費用：				
報酬および手当	1,776	1,728	3,572	3,449
その他営業費用	732	735	1,460	1,426
営業費用	2,508	2,463	5,032	4,875
営業利益	518	465	1,045	937
継続事業による利益	339	286	693	605
廃止事業、税引後	(2)	3	(2)	15
非支配持分調整前純収益	337	289	691	620
当社に帰属する純収益	\$329	\$282	\$676	\$607
継続事業の一株当たり利益				
基本	\$0.61	\$0.51	\$1.24	\$1.08
希薄化後	\$0.60	\$0.50	\$1.23	\$1.06
当社に帰属する一株当たり利益				
益				
基本	\$0.60	\$0.51	\$1.24	\$1.10
希薄化後	\$0.59	\$0.50	\$1.22	\$1.09
平均発行済み株式数				
基本	545	547	544	545
希薄化後	553	555	552	554
6月30日に発行済の株式	544	541	544	541

当社の2012年第2四半期の連結営業利益は518百万ドルであり、前年の465百万ドルに比べて11%の増加となった。これは「リスクおよび保険サービス」における45百万ドルおよび「コンサルティング」における20百万ドルの増加が法人の一般費用である12百万ドルと一部相殺され、反映されている。

当社の2012年上半期の連結営業利益は約10億ドルであり、前年の連結営業利益は937百万ドルであった。これは「リスクおよび保険サービス」における79百万ドルおよび「コンサルティング」における51百万ドルの増加が法人の一般費用である22百万ドルと一部相殺され、反映されている。

連結収益および費用

当社は多数の国々において事業を行っているため、外国為替レート変動の影響が、期間と期間の収益の比較に影響を与える場合がある。同様に、買収および処分（事業譲渡を含む。）による収益への影響により、期間と期間の収益の比較が影響される場合がある。以下に示される基礎収益は、これらの影響を除外して一定期間から別の期間への収益の変化を測定するものである。当社のセグメントごとの営業収益における外国為替の変動ならびに買収および処分（事業譲渡を含む。）の影響は以下のとおりである。

	<u>6月30日に終了する</u>		変動率	<u>収益変動の構成*</u>		
	<u>3ヶ月間</u>		(%)	買収 / 処分の		
(単位：百万ドル、ただしパーセント数値を除く)	2012	2011	GAAP収益	通貨の影響	影響	基礎収益 (b)
リスクおよび保険サービス						
マーシュ	\$1,413	\$1,353	4%	(3)%	2%	6%
ガイ・ダーベンター	275	257	7%	(2)%	(1)%	10%
小計	1,688	1,610	5%	(3)%	2%	6%
信託配当収入	10	10				
リスクおよび保険サービス合計	1,698	1,620	5%	(3)%	2%	6%
コンサルティング						
マーサー	960	945	2%	(3)%	2%	3%
オリバー・ワイマン・グループ	381	374	2%	(4)%	(3)%	8%
コンサルティング合計	1,341	1,319	2%	(3)%	1%	4%
コーポレート削減	(13)	(11)				
収益合計	\$3,026	\$2,928	3%	(3)%	1%	5%

以下は、上記に示される特定の構成要素についての収益の詳細情報である。

	6月30日に終了する		変動率	収益変動の構成 [*]		
	3ヶ月間		(%)	買収 / 処分の		
(単位：百万ドル、ただしパーセント数値を除く)	2012	2011	GAAP収益	通貨の影響	影響	基礎収益
マーシュ						
EMEA	\$455	\$445	2%	(7)%	4%	5%
アジア太平洋	181	169	6%	(3)%	—	10%
ラテンアメリカ	87	83	5%	(9)%	—	14%
インターナショナル合計	723	697	4%	(6)%	3%	7%
米国 / カナダ	690	656	5%	(1)%	2%	4%
マーシュ合計	1,413	1,353	4%	(3)%	2%	6%
マーサー						
退職	\$267	\$271	(2)%	(4)%	1%	1%
保健および給付	255	241	6%	(3)%	3%	6%
人材、報酬およびコミュニケーション	132	127	4%	(3)%	7%	1%
アウトソーシング	178	188	(5)%	(2)%	(3)%	1%
投資	128	118	9%	(4)%	6%	7%
マーサー合計	\$960	\$945	2%	(3)%	2%	3%

基礎収益は、企業の買収、整理および譲渡等、いくつかの項目を除外し、安定した為替レートを利用して収益の変動を査定する。

* 端数処理により収益変動の構成の合計が一致しないことがある。

	6月30日に終了する		変動率	収益変動の構成 [*]		
	6ヶ月間		(%)	買収 / 処分の		
(単位：百万ドル、ただしパーセント数値を除く)	2012	2011	GAAP収益	通貨の影響	影響	基礎収益
リスクおよび保険サービス						
マーシュ	\$2,792	\$2,635	6%	(2)%	2%	6%
ガイ・カーベント	632	597	6%	(1)%	(1)%	8%
小計	3,424	3,232	6%	(2)%	2%	7%
信託配当収入	21	22				
リスクおよび保険サービス合計	3,445	3,254	6%	(2)%	2%	7%
コンサルティング						
マーサー	1,917	1,867	3%	(2)%	1%	3%
オリバー・ワイマン・グループ	737	713	3%	(2)%	(2)%	7%
コンサルティング合計	2,654	2,580	3%	(2)%	1%	4%
コーポレート削減	(22)	(22)				
収益合計	\$6,077	\$5,812	5%	(2)%	1%	6%

下記の表は上記の項目のいくつかについてより詳細な収益情報を提供している。

	6月30日に終了する	変動率	収益変動の構成*			
	6ヶ月間	(%)	買収 / 処分の			
(単位: 百万ドル, ただしパーセント数値を除く)	2012	2011	GAAP収益	通貨の影響	影響	基礎収益
マーシュ						
EMEA	\$1,032	\$996	4%	(5)%	4%	5%
アジア太平洋	323	294	10%	(1)%	1%	10%
ラテンアメリカ	161	144	12%	(4)%	—	16%
インターナショナル合計	1,516	1,434	6%	(4)%	3%	7%
米国およびカナダ	1,276	1,201	6%	—	2%	5%
マーシュ合計	\$2,792	2,635	6%	(2)%	2%	6%
マーサー						
退職	\$545	\$552	(1)%	(3)%	1%	—
保健および給付	508	478	6%	(2)%	2%	6%
報酬、人材およびコミュニケーション	257	244	5%	(2)%	5%	2%
アウトソーシング	355	364	(3)%	(1)%	(4)%	2%
投資コンサルティング&マネジメント	252	229	10%	(2)%	5%	7%
マーサー合計	1,917	1,867	3%	(2)%	1%	3%

基礎収益は、企業の買収、整理および譲渡等、いくつかの項目を除外し、安定した為替レートを利用して収益の変動を査定する。

* 端数処理により収益変動の構成の合計が一致しないことがある。

収益

2012年第2四半期の連結収益は30億ドルであり、2011年の第2四半期と比較して計上額ベースで3%、基礎ベースでは5%増加した。

2012年第2四半期の「リスクおよび保険サービス」セグメントにおける収益は17億ドルであり、前年の同時期より計上額ベースで5%、基礎ベースでは6%増加した。マーシュは全ての地域において収益が増加し、特にラテンアメリカにおいて基礎ベースで14%、アジア太平洋において基礎ベースで10%の目覚ましい成長を見せた。ガイ・カーペンターにおける収益は、計上額ベースで7%、基礎ベースで10%増加した。コンサルティング収益は2%増加して13億ドルであった。基礎ベースのコンサルティング収益では、マーサーにおける3%およびオリバー・ワイマンにおける8%の増加を反映して4%増加した。

2012年上半年期における「リスクおよび保険サービス」セグメントにおける収益は、2011年の同時期に比べ計上額ベースで6%、基礎ベースで7%増加した。コンサルティングの収益は、前年同時期に比べ3%増加した。基礎ベースのコンサルティングの収益は、マーサーにおける3%の増加およびオリバー・ワイマンにおける7%の増加の結果、4%増加した。

営業費用

2012年第2四半期の連結営業費用は、2011年の同期に比べ、2%増加したこれは基礎費用における4%の増加および買収の影響による1%の増加が、外国為替の影響による3%の減少と一部相殺され反映されている。基礎費用の増加は主に増加した高いインセンティブ報酬および給付費用、並びに高いコンサルティング費用を反映している。

2012年6月30日に終了する6ヶ月間では、2011年同時期と比較して3%増加した。これは基礎費用における4%および買収における1%の増加が、外国為替の影響による2%の減少と一部相殺され反映されている。

リスクおよび保険サービス

「リスクおよび保険サービス」セグメントの業務の成果は下記の通りである。

6月30日に終了する3および6ヶ月 (単位：百万ドル)	第2四半期		上半期	
	2012	2011	2012	2011
総収益	1,698	1,620	3,445	3,254
報酬および手当	886	863	1,788	1,727
その他費用	411	401	839	788
費用	1,297	1,264	2,627	2,515
営業利益	401	356	818	739
営業利益率	23.6%	22.0%	23.7%	22.7%

収益

2012年度の第2四半期における「リスクおよび保険サービス」セグメントの収益は17億ドルであり、2011年の同時期に比べ計上額ベースで5%、基礎ベースでは6%増加した。

マーシュにおいて、2012年の第2四半期における収益は14億ドルであり、前年度同時期に比べ4%増加した。これは、基礎収益における6%および買収における2%の増加が一部外貨換算の影響における3%の減少と相殺されたものである。基礎収益では、全ての主要な市場において増加し、特にラテンアメリカおよびアジア太平洋において目覚ましい成長を見せた。基礎収益は、米国/カナダにおいて4%、ラテンアメリカにおいて14%、アジア太平洋において10%およびEMEAにおいて5%増加した。基礎収益の増加は、高い顧客保持率と新規事業の開拓により実現された。

2012年第2四半期におけるガイ・カーペンターの収益は、その国際事業支えられ、前年度の同時期に比べ7%、基礎ベースにおいては10%の増加となる275百万ドルであった。

「リスクおよび保険サービス」セグメントにおける2012年上半期の収益は、2011年度に比べ6%増加し、基礎ベースでは7%の増加であった。

費用

2012年の第2四半期の「リスクおよび保険サービス」セグメントにおける費用は、前年同時期に比べ3%増加した。これは、企業買収に関連する2%の増加と基礎費用における4%の増加が、外国為替の影響に関連する3%の減少と一部相殺された。

基礎費用の増加は、主にインセンティブ報酬と福利厚生費の増加による。

2012年上半期における費用は、基礎費用における5%の増加および企業買収による2%の増加が外国為替の影響における2%の減少と一部相殺されたのを反映して、前年度に比べ4%増加した。基礎費用の増加は、主として基本給とインセンティブ報酬の増加、および企業買収対価の見越額に変更があったことによる。

コンサルティング

コンサルティングセグメントの業績は、下記のとおりである。

6月30日に終了する3および6ヶ月	第2四半期		上半期	
	2012	2011	2012	2011
(単位：百万ドル)				
収益	\$1,341	\$1,319	\$2,654	\$2,580
給与および手当	803	800	1,610	1,594
その他費用	366	367	713	706
費用	1,169	1,167	2,323	2,300
営業利益	\$172	\$152	\$331	\$280
営業利益率	12.8%	11.5%	12.5%	10.9%

収益

2012年第2四半期におけるコンサルティング収益は、2011年度の同時期に比べ計上額ベースで2%、基礎ベースでは4%増加した。2012年第2四半期におけるマーサーの収益は960百万ドルで、2011年度の同時期に比べ計上額ベースで2%基礎ベースでは4%増加し、特にアジア太平洋およびラテンアメリカにおいて目覚ましい成長を見せた。基礎ベースでの収益の増加は、マーサーの主要な事業分野すべてにおける増加を反映しており、主として保健および給付における6%の増加および投資における7%の増加により達成された。2012年第2四半期におけるオリバー・ワイマンの収益は、その消費者部門、ヘルス&ライフサイエンス部門および通信部門における増収により2%増加して381百万ドルとなり、基礎ベースでは8%増加した。

2012年上半期のコンサルティング収益は、マーサーの3%およびオリバー・ワイマンの7%の基礎増収を受けて、2011年度の同時期に比べ3%、基礎ベースでは4%増加した。

費用

コンサルティング費用は、2011年度の同時期に比べ、基礎ベースでの３％の増加が外国為替相場の影響による３％の減少と相殺され、計上額ベースでは横這いであった。基礎費用における増加は、主にインセンティブ報酬と諸手当の増加による。

2012年上半期の費用は、前年の同時期に比べ、基礎費用における３％の増加が外国為替相場の影響による２％の減少と一部相殺されたことにより、１％増加した。

一般その他

下記の一般その他の実績は一般助言およびリストラクチャリングの実施（CARG）も含む。

6月30日に終了する3および6ヶ月	第２四半期		上半期	
	2012	2011	2012	2011
(単位：百万ドル)				
コーポレートアドバイザー およびリストラクチャリング 実施損益				
一般費用	(57)	(45)	(107)	(87)
一般その他合計	\$(55)	\$(43)	\$(104)	\$(82)

2012年第２四半期の一般費用は、前年度の45百万ドルに比べ57百万ドルであった。増加は主に上級役員向け株式報酬プランの加速償却および企業戦略に関連したコンサルティング費用の増加によるものである。

CARGの額は2008年に売却されたCARG事業に関連して受領した支払を反映している。

利息

2012年第２四半期の企業資金から得られた受取利息は、2011年第２四半期の５百万ドルに比べ６百万ドルとなった。2012年第２四半期および上半期における支払利息は、前年の同時期に比べそれぞれ４百万ドルおよび９百万ドル減少した。この減少の主な原因は、2011年度の下半期および2012年度第１四半期における優先債券の借換利率が低下したことによる。

投資所得

2012年第２四半期における純投資利益は、主にプライベート・エクイティ・ファンド投資にかかる含み益による４百万ドルであった。これは、2011年の第２四半期のプライベート・エクイティ・ファンド投資にかかる含み損、および原価基準で評価される投資商品について計上された引当損失による合計６百万ドルの投資損失に匹敵する。2012年の上半期の投資所得は、前年度の13百万ドルに対し24百万ドルに増加した。これは、主としてプライベート・エクイティ・ファンド投資にかかる含み益の増加、および2011年度に計上された上記引当損失の影響による。

法人所得税

2012年第2四半期における当社の実効税率は、2011年第2四半期が31.1%であったのに対し、29.8%であった。これらの税率は、米国内よりも低い税率が適用される米国外での収入を反映しており、米本国への送金の影響が考慮されている。2012年上半期における実効税率は30%であった。2011年の上半期における29.8%の実効税率には、国税庁による2006から2008年の監査に関する問題が事実上解決した結果として計上された税控除が加味されている。この税控除を除いた2011年上半期における実効税率は31.4%であった。

実効税率は当社の収益の地理的構成および国別構成により影響を受けやすく、それらに応じて高くなったり低くなったりすることがある。米国の連邦法人税率と州法人税率は米国外で適用されている税率を大きく上回っている。近年、当社の利益のほとんどが米国外で得られている。2012年、英国、カナダ、オーストラリアおよびバミューダ諸島での税引前予想収益は当社の米国外税引前総収益の約60%を占めると見込まれており、これらの国での実効税率はそれぞれ26%、27%、30%および0%であると推定されている。したがって、当社の米国内事業の収益性が継続的に高まるにつれて実効税率が高くなる傾向があるといえる。特定の管轄区域における損失は、他の事業による収益により相殺することができず、関連する繰延税金資産の実現可能性の概算により、税率に影響を与える評価引当金を要することがある。税率は、確定税務監査および失効した制約法令の影響を含む未認識の税制優遇の変化にも影響を受ける。

税法または税の決定は、当社の実効税率に著しい影響を与えることがある。例えば、米国の税制改革の提案は、成立すれば、実効税率に著しい悪影響を与えるが、一方、主要な外国の法域における税率の引き下げは良い影響を与えることもある。

当社は租税の還付について採用された、または採用されると見込まれる税務ポジションの不確実性に起因する未認識税金利益について、負債を計上している。当社の未認識税金利益の総額は2011年12月31日現在の143百万ドルから、2012年6月30日現在では176百万ドルに増加した。未認識税金利益の純額は、2012年6月30日および2011年12月31日において、それぞれ108百万ドルおよび102百万ドルである。これらが認識された場合、将来のある時点において実効税率を低下させる効果がある。監査に関する問題が解決し、出訴期限が切れたので、合理的に判断して、今後12ヶ月以内に未認識税控除総額が0から約50百万ドルに減少すると思われる。

処分

以下の表は、非継続事業における損益計算書の要約データである。

6月30日に終了する3および6ヶ月	第2半期		上半期	
(単位：百万ドル 株価以外)	2012	2011	2012	2011
非継続事業、税引後	(2)	-	(2)	-
非継続事業損失、税引後	(2)	-	(2)	-
非継続事業の処分	-	8	-	8
法人所得税（貸方計上額）費用	-	5	-	(7)
非継続事業の処分、税引後	-	3	-	15
非継続事業、税引後	\$(2)	\$ 3	\$(2)	\$ 15
非継続事業、税引後 1 株当たり				
- 基本的	\$(0.01)	-	-	\$0.02
- 希薄化後	\$(0.01)	-	\$(0.01)	\$0.03

2011年6月30日に終了する半期の非継続事業は、主に売却前にパトナムで発生した訴訟費用の保険による回収およびパトナムの売却に関連した補償に対する税還付に関連している。

流動性および資本資源

当社は持株会社として組織されており、当社の事業子会社から分離され、区別された法人である。実際に固有の事業を行っていない持株会社として、当社は当社の事業子会社から受け取る配当金および他の支払金に依存して、未払負債の元金と利子を支払い、株主に配当金を支払い、社費を確保する義務を履行している。資金流動性に関する他の源泉として、下記「財務活動によるキャッシュ・フロー」で説明されている借入枠がある。当社は当社の収益と営業利益のかなりの部分を米国外にある事業子会社から得ている。年間収入の内、当社の米国外事業子会社から得た資金は定期的に米国に送金されている。米国外事業による当社の2011年12月31日現在の現金および現金同等物は約15億ドルであり、その内の約82百万ドルは米国外投資金と運転資本を供給する目的で米国外事業に永続的に投資されるとみなされている。当社は、現在の年間収入の内、米国外事業子会社から得た資金を米国に送金するという慣行を継続するつもりである。2012年度の収益に対する当社が米国に送金する資金の割合および永続的に再投資する資金の割合に関する分析は2012年の後半、つまり米国外収益の総額と当社の現金需要がより明確になった時点で終了する予定である。経営陣は現時点で永続的に投資するとみなしている資金を米国に送金する必要性を予見していないが、事情または状況が変化すれば、必要に応じて、資金の送金を選択するかもしれない。この場合は、将来に実効税率が高くなる可能性がある。

当社の連結貸借対照表における現金には、一般運転資金に充当可能な資金が含まれている。受託者の資格を有する顧客のために保持している資金は、分別管理され、連結貸借対照表においては受託者の債務との相殺として別途記載されている。受託者の資金は一般運転資金として使用することはできず、当社の資金流動性の源泉とは見なされない。

営業活動によるキャッシュ・フロー

当社は2011年6月30日に終了した上半期における営業活動から330百万ドルの現金を獲得したのに対し、2012年の同期における営業活動からは66百万ドルを得た。これらの金額は、当社の当該期間中の純収益から投資および事業譲渡にかかる損益を差引き、現金を伴わない費用および主に未払債務の支払いまたは資金受領の時期に関連した運転資本の変動に応じて調整された金額を示している。2012年の第1四半期に、当社は、下記に詳述するとおり200百万ドルの年金資金の任意拠出を行った。

年金関連項目

当社の税制適格確定給付型年金制度への資金拠出方針は、少なくとも米国その他の管轄地の適用法令が規定する最低拠出額を満たす金額を拠出することである。

米国において、税制適格確定給付型年金制度への資金拠出は「ERISAガイドライン」を根拠としており、当社は基本的に「ERISAガイドライン」に基づき決定される負担額の80%以上の拠出率を維持する予定である。2012年7月6日に成立した「Moving Ahead for Progress in the 21st Century Act」に含まれる年金安定化条項により、ERISAに基づく年金負担額（これにより最低拠出額等を決定する。）の計算に用いる割引率の算出方法が変更された。2012年初頭に行った100百万ドルの年金資金の任意拠出ならびに上記の年金資金安定化条項の影響を考慮し、当社は2014年末まで米国税制適格年金制度への資金拠出を要求されない予定である。当社は2012年上半期に税制非適格確定給付型年金制度に対しても12百万ドルを拠出し、2012年下半期にも同程度の拠出を予定している。

当社は多数の米国外確定給付型年金制度を有しており、中でも最大のものは英国にあって、米国外の年金制度の総資産額の約80%を占める。英国においては、確定給付型年金制度への拠出は、年金制度の評価とともに通常3年毎に行われる当社と受託者との間の交渉手続を経て決定される。当該手続は英国の年金規則に準拠する。当該交渉に基づいて決定される前提条件は米国一般会計原則において用いられるものとは異なるため、通常は米国一般会計原則に基づく場合よりも低い拠出率となる。現在の拠出計画は、2009年末時点での市場水準を反映した前提条件に基づいており、2011年初めに合意され、かつ当社の2011年から2013年までの英国における年金制度に対する拠出金総額の算出根拠となっている。2012年上半期に、当社は米国外確定給付型年金制度に対し、英国の拠出計画に基づき要求された金額を含めて、所要の135百万ドルを拠出した。加えて、当社は英国の年金に対して100百万ドルの任意拠出を行った。当社は2012年中に、米国外の年金制度に対して追加の160百万ドルを拠出する予定であり、このうち約2/3が英国の年金に関する額である。2012年12月31日の英国年金制度に対する評価をもって、2014年以降に適用される拠出額を決定する交渉手続を行う。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動により使用した純現金は、2011年6月30日に終了する上半期において471百万ドルであったが、2012年同期では360百万ドルであった。

2012年第1四半期中に、当社は満期が到来した6.25%の固定金利の250百万ドルの優先債券を返済した。当社は、満期が到来した債券の資金調達のために、第1四半期において金利2.3%の5年物250百万ドルの優先債券の発行による収益を利用した。

当社は、その普通株について、2011年の上半期に235百万ドル（１株当たり0.42ドル）の配当を支払ったのに対し、2012年上半期の配当は242百万ドル（１株当たり0.44ドル）であった。

当社とその外国子会社数社は、1,000百万ドルの多通貨建５年満期無担保リボルビング借入与信枠契約を維持している。かかる借入与信枠における利率は、当社の信用格付けに伴い変動する固定マージンを加えたLIBORに基づく。借入与信枠は当社に特定の補償およびレバレッジ率を保持し、年４回検査することを要求している。2012年６月30日現在、かかる借入与信枠に基づく借入は残存していない。

2012年上半期中に、当社は前期に行われた買収に関連する14百万ドルの偶発的な支払を行った。

2011年第１四半期に、当社は、以前より傘下にある機関の少数株主持分の2009年における購入に関連して、13百万ドルの繰延購入対価を支払った。

2012年第２四半期中に、当社は3.1百万株の当社の普通株を買い戻し、対価は100百万ドルであった。当社は、453百万ドルまで当社の普通株をさらに購入する権限を有している。2011年上半期中に、当社は7.8百万株の当社の普通株を購入し、対価の総額は235百万ドルであった。

当社の優先債務は現在、ムーディーズによりBaa2、スタンダード＆プアーズによりBBBと格付けされている。当社の短期借入は現在、ムーディーズによりP-2、スタンダード＆プアーズによりA-3と格付けされている。ムーディーズおよびスタンダード＆プアーズによる格付見通しは「安定的」である。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動に使用した現金が、2011年上半期は221百万ドルであったのに対し、2012年同期では284百万ドルであった。

当社は2012年上半期に８件の買収を行った。かかる買収に使用された現金（取得した現金を除く）は、82百万ドルであった。さらに、2012年上半期に当社は、前年に行った買収に関連して、47百万ドルの繰延購入対価を支払った。2012年上半期および前年において完了した企業買収に関する約30百万ドルの残存する現金延べ払いおよび将来における偶発的対価の見込額119百万ドルの支払は、2012年６月30日現在の連結貸借対照表において、未払金、未払費用および引当金またはその他の負債として計上されている。

当社は2011年上半期に５件の企業買収を行った。かかる買収に使用された現金（取得した現金を除く）は、約98百万ドルであった。さらに、2011年第２四半期に当社は、前年に行った買収に関連して、15百万ドルの繰延購入対価および条件付対価を支払った。

当社の固定資産および資産計上ソフトウェアの取得は、2011年上半期に142百万ドルであったのに対し、2012年上半期は149百万ドルであった。これは、主としてコンピューター機器の購入、事務所設備の改装および最新化ならびにソフトウェア開発費に関するものである。

当社は、将来的にトライデントIIおよびストーン・ポイント・キャピタル・エルエルシー（以下「ストーン・ポイント」という。）により運用されるその他のファンドへの投資に関連して約80百万ドル、ストーン・ポイントとは無関係の会社が運営する、主に金融サービス会社に投資している2つのプライベート・エクイティ・ファンドに約50百万ドルを拠出することを確認している。ストーン・ポイントにより運用されるファンドの当社の投資コミットメントの大部分は、トライデントIIに関連する。トライデントIIの新規の投資のための投資期間は終了している。トライデントIIに関連する重要な将来の出資は、予定されていない。

コミットメントおよび債務

以下の表に記載の当社の契約上の義務は、2012年6月30日現在の金額である（単位は百万ドル）。

契約上の義務	期間ごとの支払うべき金額				
	計	1年以内	1～3年	4～5年	5年後以降
長期債務の当期支払い分	\$259	\$259	\$-	\$-	\$-
長期債務	2,668	-	340	752	1,576
長期債務利息	1,198	165	296	227	510
純営業賃貸	2,203	343	553	414	893
サービス契約	299	80	98	78	43
その他の長期債務	164	43	117	2	2
計	\$ 6,791	\$ 890	\$ 1,404	\$ 1,473	\$ 3,024

上記の表には、ASCトピック第740号において説明される未認識の税務利益にかかる引当金176百万ドルは含まれていない。1年以内に支払期限が到来する約10百万ドルを除き、当社が上記債務の支払時期を合理的に予測することが不可能なためである。上記の表には、ASCトピック第460号（「保証」）における債務は含まれていない。これは、当該債務の支払時期を合理的に予測することが不可能なためである。上記の表には、13億ドルの年金債務は含まれていない。かかる債務の最終支払の時期および金額が、年金資産の将来の収益、および債務の評価に使用する割引率の変更を含むがそれに限られない未来事象に左右されるからである。

新会計基準の公表

新会計基準の公表の議論およびそれらの当社の決算への影響または将来の潜在的影響は、確定できる場合、連結財務諸表の注記18に記載する。

市場リスクおよびクレジットリスク

特定の当社の収益、費用、資産および負債は、金利変動ならびに外国為替相場および株式市場の変動の影響を受ける。

金利リスクおよびクレジットリスク

従前より当社は、当社の資産のベースとして、変動金利および固定金利の混合による借入により資金を調達しており、これにより金利変動リスクを管理してきた。2007年に、当社の変動利付き借入金ほぼすべてが返済された。2014年に支払期日が到来する割引率5.375%の当社の優先手形の当初公正価格は250百万ドルであるが、この価格の変動を回避するために、2011年2月に、当社は3.5年の金利スワップを2回実施した。スワップ条件に基づいて、相手方は5.375%の定率で当社に利子を支払い、当社は3ヶ月LIBORの変動金利に3.726%の固定金利差を加えた利率で利子を支払う予定である。スワップは公正価格ヘッジ手段に指定されており、適用可能な会計指針に従って完全に実施できるとみなされている。

当社の投資受託基金および現金投資から生じる利息収入は、金利の一般水準に従い変動する。

当社は以下の変動金利の対象である投資を有している。

(百万ドル)	2012年6月30日
マネー・マーケット・ファンドに投資されている現金 および現金同等物、譲渡性預金証書および定期預金	\$ 1,504
信託現金および投資	\$ 4,449

上記の収支に基づいていえば、当年度の残りの期間中に短期金利が10%または10ベシス・ポイント増減すれば、受託基金から得られる利子を含む年間金利収入が約2百万ドル増減する可能性がある。

金利リスクに加え、当社の現金並びに現金同等物および投資受託基金は、取引相手のクレジットリスクにより損失を被るおそれがある。当該リスクを最小限に抑えるため、当社およびその子会社は、取締役会が承認した運用方針に基づき投資を行う。かかる方針は、元本維持と流動性の確保を規定し、主として信用格付けおよび投資の種類に基づく取引相手への割当限度を設定した広範な投資の分散を求めている。当社はその現金投資および投資受託基金を慎重に監視しており、ポートフォリオが市場環境に合致するよう新たな規制を行うつもりである。現金投資および投資受託基金の大半は、短期銀行預金および流動性マネー・マーケット・ファンドにて運用されている。

為替リスク

当社の国際的な業務から生じる収益および費用の換算価額は、為替相場の変化により変動する。米国外における外国為替変動リスクのある収益は総収益の約55%である。当社は、通常の営業活動において生ずる特別かつ明確に定義された取引に関する純利益およびキャッシュ・フローの外国為替相場リスクを軽減するために、定期的に先物契約およびオプションを利用している。当社は外国為替相場の変動の影響を受けやすい米国外において大きな収益を得ているが、ほとんどの場合、外国通貨の収支は現地の機能通貨で計上されている。したがって、収支の米ドルへの換算および米ドルに対する諸通貨の潜在的相殺作用は、一般的に、為替変動リスクが純営業利益に及ぼす影響を緩和する傾向がある。当社の推定によれば、当年度中に主要外国通貨（ユーロ、ポンド、オーストラリア・ドルおよびカナダ・ドル）が米ドルに対して同じ方向に10%変動したままであれば、当年度の純営業利益が約5百万ドル増減する可能性がある。

株式価格のリスク

当社は、公開・非公開企業のほか、ストーン・ポイントが運用する特定のプライベート・エクイティ・ファンド、並びにストーン・ポイントと無関係の会社が運営する、主に金融サービス会社に投資している2つのプライベート・エクイティ・ファンドへの投資を有している。公開で取引される19百万ドルの投資は、売却可能証券として分類されている。市場外取引投資は、42百万ドルが原価法を用いて算定されており、および138百万ドルが持分法を用いて算定されている。売却可能証券として分類される投資または市場外取引投資は、市場価格の変動リスクにさらされ、一時的なものでないと判断された場合には、実現減損損失として計上する。当社は適用ある会計指針の発表に基づき評価調整額が適切か否か判断するために、当該投資の帳簿価額を定期的に確認する。

その他

多数の訴訟および規制上の手続きが係争中である。本報告書に記載の連結財務諸表の注記16を参照のこと。

2 【生産、受注及び販売の状況】

- 1 「業績等の概要」を参照のこと。

3 【対処すべき課題】

該当事項なし。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

5 【研究開発活動】

該当事項なし。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

該当なし。

2 【設備の新設、除去等の計画】

該当なし。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

	授権株数（株）	発行済株式総数（株）	未発行株式数（株）
普通株式 （額面金額1ドル）	1,600,000,000（注）	560,641,640（注）	1,039,358,360（注）
優先株式 （額面金額1ドル）	6,000,000（注）	なし（注）	6,000,000（注）

【発行済株式】

記名・無記名の別 及び 額面・無額面の別	種類	発行数（株）	上場証券取引所名 又は 登録証券業協会名
記名式額面株式 （額面金額1ドル）	普通株式	560,641,640（注）	ニューヨーク証券取引所 シカゴ証券取引所 ロンドン証券取引所
合 計	--	560,641,640（注）	--

（注）2012年6月30日現在の数値である。

(2) 【発行済株式総数及び資本金等の状況】

(資本金についての単位：ドルは百万ドル、円は百万円。)

年月日	発行済株式総数		資本金		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	
2011年12月31日	--	普通株式 560,641,640株	475ドル 減少	5,940ドル (\ 466,884)	
2012年 6 月30日	--	普通株式 560,641,640株	404ドル (\ 31,754) 増加	6,344ドル (\ 498,638)	(注)

(注) 資本金の増加は、主に、株主に支払われた配当を上回る当社の純利益、報酬および従業員株式購入制度に基づく株式の発行によるものであり、一部分は自社株の買戻しにより相殺される。

(3) 【大株主の状況】

(2012年6月30日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する割合
ウェリントン・マネージメント	郵便番号02109-1809 マサチューセッツ州、 ボストン、ステート・ストリート 75	41,349,873株	7.60%
プライムキャップ・マネジメン ト・カンパニー	郵便番号91101-3005 カリフォルニア州、 パサディナ、 サウス・レイク・アベニュー 225-400	33,594,797株	6.17%
T.ロウ・プライス・アソシ エーツ・インク	郵便番号21202-1009 メリーランド州、 バルティモア、 ブラット・ストリート100 E	28,841,333株	5.30%
キャピタル・ワールド・インベ スターズ	郵便番号94105 カリフォルニア州、 サンフランシスコ、 スピアタワー、マーケット1	22,639,000株	4.16%
バンガード・グループ・インク	郵便番号19355-2331 ペンシルベニア州、 マルバーン、 バンガード・ブルバード100	22,536,557株	4.14%
ステート・ストリート・グロー バル・アドバイザーズ(U.S.)	郵便番号02111-2900 マサチューセッツ州、 ボストン、 リンカーン・ストリート1	20,708,046株	3.81%
インベスコ・アドバイザーズ・ インク	郵便番号30309 ジョージア州、 アトランタ、NE ピーチツリー・ストリート1555	20,519,352株	3.77%
ブラック・ロック・インスティ 튜ーションナル・トラスト・カ ンパニー・エヌエー	郵便番号94105 カリフォルニア州、 サンフランシスコ、 ハワードストリート400	18,267,640株	3.36%
キャピタル・リサーチ・グロー バル・インベスターズ	郵便番号90071 カリフォルニア州、 ロスアンゼルス、 サウス・ホープ・ストリート333	14,390,694株	2.64%
アメリカン・センチュリー・イン ベストメント・マネージメン ト	郵便番号64111-1816 ミズーリ州、 カンサス・シティ、 メイン・ストリート4500	9,793,103株	1.80%
合計	—	232,640,395株	42.75%

(注) 発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する所有株式数の割合である。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

下記の数値は、ニューヨーク証券取引所に上場した当社普通株式の当該半期中における月別の株価の推移である。

月別	2012年 1月	2012年 2月	2012年 3月	2012年 4月	2012年 5月	2012年 6月
最高	32.26ドル (\ 2,356)	32.72ドル (\ 2,572)	33.40ドル (\ 2,625)	33.57ドル (\ 2,639)	34.68ドル (\ 2,726)	32.88ドル (\ 2,584)
最低	30.69ドル (\ 2,412)	31.16ドル (\ 2,449)	31.24ドル (\ 2,455)	31.41ドル (\ 2,469)	31.53ドル (\ 2,478)	30.74ドル (\ 2,416)

3 【役員の状況】

当社は、2012年9月4日にJ・マイケル・ビスチョフ氏を最高財務責任者に任命したことを公表した。

当社は、2012年9月20日にブライアン・デュペロー氏（65歳）が本年度の終了をもって社長兼最高執行責任者を退任することを公表した。デュペロー氏は、当社からの退職に伴い、当社取締役会からも退任するものである。現在当社グループの会長兼最高執行責任者であるダニエル・S・グレイサー氏（52歳）がデュペロー氏の後任に任命されており、2013年1月1日付で社長兼最高執行責任者に就任する予定である。加えて、グレイサー氏は、2013年1月1日付で当社取締役に就任する予定である。取締役会への参加により、グレイサー氏は執行委員会および財務委員会の委員となる。

第6 【経理の状況】

a. 本書記載のマーシュ・アンド・マクレナン・カンパニーズ・インク（以下「当社」という。）および子会社の邦文の中間財務書類（以下「邦文の中間財務書類」という。）は、米国における諸法令および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された2012年6月30日に終了した中間会計期間の原文の財務書類（以下「原文の中間財務書類」という。）の翻訳に、以下に掲げる（ ）および（ ）の事項を反映したものである。当社の中間財務書類の日本における開示については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）第76条第1項の規定が適用されている。

（ ） 原文の中間財務書類には、第2四半期会計期間の連結損益計算書および連結包括利益（損失）計算書が含まれている。日本における半期報告書の様式に準拠するため、邦文の中間財務書類にはこれらの第2四半期会計期間の財務書類の翻訳は含まれていない。

（ ） 邦文の中間財務書類には、中間財務諸表等規則に基づき、原文の中間財務書類中の米ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2012年8月31日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1米ドル＝78.60円の為替レートが使用されている。

なお、中間財務諸表等規則に基づき、日本と米国との会計処理の原則および手続ならびに表示方法の主要な相違については、第6の「3 日本と米国との会計原則の相違」に記載されている。

円換算額および第6の「2 その他」および「3 日本と米国との会計原則の相違」の事項は原文の中間財務書類には記載されていない。

b. 原文の中間財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていない。

1 【中間財務書類】

(1) 連結損益計算書（無監査）

(単位：百万ドルまたは百万株、ただし1株当たり数値を除く)	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2012年	2011年
収益	6,077 (4,777億円)	5,812 (4,568億円)
費用：		
給与および給付	3,572	3,449
その他の営業費用	1,460	1,426
営業費用	5,032 (3,955億円)	4,875 (3,832億円)
営業利益	1,045 (821億円)	937 (736億円)
受取利息	12	12
支払利息	(91)	(100)
投資利益（損失）	24	13
法人所得税前利益	990 (778億円)	862 (678億円)
法人所得税費用	297	257
継続事業からの利益	693 (545億円)	605 (476億円)
非継続事業、税引後	(2)	15
非支配持分控除前純利益	691 (543億円)	620 (487億円)
控除：非支配持分に帰属する純利益	15	13
当社に帰属する純利益	676 (531億円)	607 (477億円)
基本的1株当たり純利益		
- 継続事業	1.24 (97.46円)	1.08 (84.89円)
- 当社に帰属する純利益	1.24 (97.46円)	1.10 (86.46円)
希薄化後1株当たり純利益		
- 継続事業	1.23 (96.68円)	1.06 (83.32円)
- 当社に帰属する純利益	1.22 (95.89円)	1.09 (85.67円)
加重平均流通株式数		
- 基本的	544	545
- 希薄化後	552	554
6月30日現在の流通株式数	544	541

添付の注記は、当該連結財務書類の不可欠な一部である。

(2) 連結包括利益（損失）計算書（無監査）

(単位：百万ドル)	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2012年	2011年
非支配持分控除前純利益	691 (543億円)	620 (487億円)
その他の包括利益(損失)、税効果考慮前		
為替換算調整勘定	(29)	237
未実現投資損失	(1)	(5)
年金/退職後制度に関連する利益(損失)	134	(6)
その他の包括利益(損失)、税効果考慮前	104	226
その他の包括利益(損失)に係る法人所得税費用（貸方計上額）	31	4
その他の包括利益(損失)、税効果考慮後	73	222
包括利益	764 (601億円)	842 (662億円)
控除：非支配持分に帰属する包括利益	(15)	(13)
当社に帰属する包括利益	749 (589億円)	829 (652億円)

添付の注記は、当該連結財務書類の不可欠な一部である。

(3) 連結貸借対照表（無監査）

	2012年 6月30日現在	2011年 12月31日現在
(単位：百万ドル)		
資産		
流動資産：		
現金および現金同等物	1,504	2,113
受取債権		
未収手数料および報酬	2,905	2,676
立替保険料および保険金	66	86
その他	238	249
	3,209	3,011
控除 - 貸倒引当金および解約引当金	(107)	(105)
受取債権、純額	3,102	2,906
繰延税金資産(流動)	381	376
その他の流動資産	208	253
流動資産合計	5,195 (4,083億円)	5,648 (4,439億円)
のれんおよび無形資産	7,086	6,963
固定資産 (減価償却および償却累計額 - 2012年6月30日現在1,535百万ドル、2011年12月31日現在1,469百万ドル控除後)	800	804
年金関連資産	140	39
繰延税金資産	1,153	1,205
その他の資産	828	795
	15,202 (11,949億円)	15,454 (12,147億円)

添付の注記は、当該連結財務書類の不可欠な一部である。

(単位：百万ドル)	2012年 6月30日現在	2011年 12月31日現在
負債および資本		
流動負債：		
短期借入債務	259	260
未払金、未払費用および引当金	1,758	2,016
未払給与および従業員給付	916	1,400
未払法人所得税	111	63
未払配当金	126	-
流動負債合計	3,170 (2,492億円)	3,739 (2,939億円)
受認負債	4,449	4,082
控除 - 受認者として保有する現金および投資	(4,449)	(4,082)
	-	-
長期借入債務	2,663	2,668
年金、退職後および雇用後給付	1,574	1,655
過失・脱漏による負債	466	468
その他の負債	985	984
契約債務および偶発債務		
資本：		
優先株式、額面 1 ドル、 授権株式数6,000,000株、未発行	-	-
普通株式、額面 1 ドル、 授権株式数1,600,000,000株 発行済株式数2012年 6 月30日現在および2011年12月31日現在 560,641,640株	561	561
資本剰余金	1,053	1,156
利益剰余金	8,257	7,949
その他の包括損失累計額	(3,115)	(3,188)
非支配持分	71	57
	6,827	6,535
控除 - 自己株式、取得原価、 2012年 6 月30日現在16,852,064株 2011年12月31日現在21,463,226株	(483)	(595)
資本合計	6,344 (4,986億円)	5,940 (4,669億円)
	15,202	15,454
	(11,949億円)	(12,147億円)

添付の注記は、当該連結財務書類の不可欠な一部である。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書（無監査）

(単位：百万ドル)	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2012年	2011年
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
非支配持分控除前純利益	691	620
純利益から営業活動によるキャッシュ・フローへの調整：		
固定資産および資産計上ソフトウェアの減価償却費および償却費	133	133
無形資産の償却費	34	32
繰延法人所得税費用	25	73
投資利益	(24)	(13)
資産処分損失	12	1
ストック・オプション費用	20	12
資産および負債の変動：		
受取債権、純額	(193)	(70)
その他の流動資産	(29)	(75)
その他の資産	(37)	(145)
未払金、未払費用および引当金	(218)	148
未払給与および従業員給付	(484)	(422)
未払法人所得税	49	43
その他の負債	68	64
為替レート変動の影響	19	(71)
営業活動によるキャッシュ・フロー	66 (52億円)	330 (259億円)
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
自己株式の購入	(100)	(235)
借入債務の発行による収入	248	-
借入債務の返済	(254)	(6)
非支配持分の購入	-	(21)
権利確定ユニットに係る税金支払のための預り株式 - 自己株式	(89)	(86)
普通株式の発行	95	112
取得による条件付対価の支払額	(14)	-
非支配持分に対する分配	(4)	-
配当金の支払	(242)	(235)
財務活動によるキャッシュ・フロー	(360) (283億円)	(471) (370億円)

(単位：百万ドル)	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2012年	2011年
投資活動によるキャッシュ・フロー：		
資本的支出	(149)	(142)
長期投資の(購入)売却、純額	(8)	33
固定資産の売却による収入	1	1
処分	2	1
取得	(129)	(113)
その他、純額	(1)	(1)
投資活動によるキャッシュ・フロー	(284) (223億円)	(221) (174億円)
現金および現金同等物に係る為替レート変動の影響	(31)	127
現金および現金同等物の減少額	(609)	(235)
現金および現金同等物の期首残高	2,113	1,894
現金および現金同等物の期末残高	1,504 (1,182億円)	1,659 (1,304億円)

添付の注記は、当該連結財務書類の不可欠な一部である。

(5) 連結資本計算書（無監査）

(単位：百万ドル、ただし1株当たり数値を除く)	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2012年	2011年
普通株式		
期首および期末残高	561	561
資本剰余金		
期首残高	1,156	1,185
未払株式報酬費用の変動	(79)	(85)
株式報酬制度および従業員株式購入制度による株式発行および関連する税金への影響	(25)	(6)
非支配持分からの子会社株式の購入	1	(2)
期末残高	1,053	1,092
利益剰余金		
期首残高	7,949	7,436
当社に帰属する純利益	676	607
配当同等物（1株当たり金額： 2012年6月30日に終了した6ヶ月間0.67ドル、2011年6月30日に終了した6ヶ月間0.64ドル）	(4)	(7)
配当金 - （1株当たり金額： 2012年6月30日に終了した6ヶ月間0.67ドル、2011年6月30日に終了した6ヶ月間0.64ドル）	(364)	(348)
期末残高	8,257	7,688
その他の包括利益(損失)累計額		
期首残高	(3,188)	(2,300)
為替換算調整勘定	(15)	235
未実現投資保有損失、組替調整額控除後	(3)	(4)
給付制度に基づく純変動額、税効果考慮後	91	(9)
期末残高	(3,115)	(2,078)
自己株式		
期首残高	(595)	(514)
株式報酬制度および従業員株式購入制度による株式発行	212	213
自己株式の購入	(100)	(235)
期末残高	(483)	(536)
非支配持分		
期首残高	57	47
非支配持分に帰属する純利益	15	13
分配金	(4)	(4)
その他の変動	3	(3)
期末残高	71	53
資本合計	6,344 (4,986億円)	6,780 (5,329億円)

添付の注記は、当該連結財務書類の不可欠な一部である。

[次へ](#)

(6) 連結財務書類に対する注記（無監査）

1. 事業の内容

マーシュ・アンド・マクレナン・カンパニーズ・インク（以下「当社」という。）はグローバルな専門的サービスを営む企業であり、その提供する種々のサービスに基づいて組織されている。この組織体制の下、当社の2つの事業セグメントは、リスクおよび保険サービスならびにコンサルティングである。

リスクおよび保険サービス・セグメントは、リスク管理サービスならびに保険仲介、再保険仲介および保険プログラム管理サービスを、企業、公共団体、保険会社、組合、専門的サービス組織および個人の顧客に提供している。当社はマーシュおよびガイ・カーペンターを通じて、このセグメントの事業を行っている。

2012年1月に、マーシュはアレクサンダー・フォーブス・リスク・サービスズおよび関連付随業務ならびにボツワナおよびナミビアにおける保険仲介業務を含む、アレクサンダー・フォーブスの南アフリカのブローカー業務を取得した。2012年3月に、マーシュは、バージニアを拠点とする中間市場における従業員福利厚生代行会社であるKSPHエルエルシー、および伊藤忠商事株式会社の米国における保険仲介子会社であり、日本企業の米国子会社に対する企業向け損害保険、個人向け損害保険、従業員福利厚生の仲介サービスを専門とするコスモス・サービスズ（アメリカ）インクを取得した。2012年6月に、マーシュは、ノース・カロライナを拠点とする従業員福利厚生代行会社であるプログレッシブ・ベネフィッツ・ソリューションズ、およびウィスコンシンを拠点とする保険代理店であり個人および企業向けに損害保険、従業員福利厚生関連の製品およびサービスを提供するセキュリティ・インシュアランス・サービスズ・インクを取得した。

コンサルティング・セグメントは、組織の経営者に対し、ヒューマン・リソース・コンサルティング（退職・投資、医療・福利厚生、アウトソーシングおよび有能な人材から成る。）および戦略・リスク管理コンサルティング（経営コンサルティング、経済コンサルティングおよびブランド・コンサルティングから成る。）の分野において、アドバイスおよびサービスを提供している。当社は、マーサーおよびオリバー・ワイマン・グループを通じて、このセグメントの事業を行っている。

2012年2月に、マーサーは日本を拠点とするグローバル・モビリティ会社である横河ORCの残りの49%、ならびにノルウェーを拠点とする主要な金融投資および年金コンサルティング会社であるPensjon & Finansを取得した。2012年3月に、マーサーはフランスを拠点とし、雇用主の医療および福利厚生制度について仲介および助言を行う会社であるREPCAを取得した。

2010年8月3日に、当社は、当社の旧リスク・コンサルティングおよびテクノロジー・セグメントであるクロールの売却を完了した。2008年から2010年の間における過去の事業売却取引に加え、クロールの売却により、当社はリスク・コンサルティングおよびテクノロジー・セグメントの全てを売却した。企業顧問およびリストラクチャリング事業（以下「CARG」という。以前はリスク・コンサルティングおよびテクノロジーの一部であり、当社はこの事業に対してSEC職員会計公報トピック5eに定義されている「継続的関与」を有している。）に対する当社の関与は、当社の本部による管理のもとで削減されているため、CARG事業の財務成績は、セグメント報告目的上「本部」に含まれる。

2. 連結の原則およびその他の事項

ここに含まれている連結財務書類は、米国証券取引委員会の規則および規制に準拠して当社により作成されている。米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された財務書類に通常含まれる一定の情報および脚注の開示事項は、期中報告書についての当該規則および規制に準拠して省略されているが、記載された情報および開示事項は、当該情報および開示事項に誤解を生じさせることのない十分なものであると当社は考えている。これらの連結財務書類は、当社の2011年12月31日終了年度のフォーム10-Kの年次報告書（以下「2011年度10-K」という。）に含まれる連結財務書類およびその注記と併せて読まれるべきである。

ここに含まれる財務情報は、経営者の意見では、2012年および2011年6月30日に終了した3ヶ月間および6ヶ月間の当社の経営成績の適正表示のために必要な、通常の経常的な調整のみから成るすべての調整を反映している。

投資利益（損失）

連結損益計算書で「投資利益（損失）」と題した科目は、当期利益に認識された投資による実現および未実現の損益から構成されている。ここには適宜、売却可能有価証券の一時的でない価値の下落および一定のプライベート・エクイティ・ファンドにおける当社の持分の価値の変動が含まれる。当社の投資には、保険またはコンサルティング企業への直接投資およびプライベート・エクイティ・ファンドへの投資が含まれる。当該科目には、持分法による利益/(損失)が、2012年および2011年6月30日に終了した3ヶ月間においてそれぞれ4百万ドルおよび(4)百万ドル、ならびに2012年および2011年6月30日に終了した6ヶ月間においてそれぞれ24百万ドルおよび14百万ドル含まれる。

当社は、プライベート・エクイティ・インベストメント・ファンドであるトライデント の有限責任パートナーシップに対する投資を保有する。2012年6月30日現在のトライデント に対する当社の投資は、約100百万ドルであり、連結貸借対照表のその他の資産に反映された。当社の損失に対する最大エクスポージャーは、当社の投資に残存する資本コミットメント67百万ドルに係るすべての請求を加えたものに等しい。このファンドは新規投資を募集しないため、残存する資本コミットメントのいずれも請求されないと見込まれる。

法人所得税

2012年度第2四半期における当社の実効税率は、2011年度第2四半期が31.1%であったのに対して29.8%であった。これらの税率には、米国の法定税率を下回る税率が適用される米国外の所得が反映されており、これには本国への送金の影響が含まれる。2012年度および2011年度上半期の実効税率は、それぞれ30%および29.8%であった。2011年度上半期の実効税率29.8%には、2006年から2008年までの課税年度におけるIRSの税務調査の有効な和解によるベネフィットが含まれる。このベネフィットを除くと、2011年度上半期の実効税率は31.4%であった。

当社は重要な業務拠点のある納税地において定期的に税務当局による調査を受けている。当社は調査による各納税地における査定見込額を定期的に検討している。当社は課徴金が課される可能性を評価する際に、課徴金規則に基づく様々な関連要因（税務申告書のポジションの適切な開示、会社のポジションを立証する法的権限の存在、専門的な税務アドバイザーの助言を含む。）を検討する。

当社は、税務申告において取られた、または取られると予想される不確実な税務ポジションから生じる未認識タックス・ベネフィットに係る負債を報告している。当社の未認識タックス・ベネフィット総額は2011年12月31日現在の143百万ドルから2012年6月30日現在の176百万ドルへ増加している。2012年6月30日および2011年12月31日現在の未認識タックス・ベネフィット総額のうち、それぞれ108百万ドルおよび102百万ドルは、認識された場合に将来の期間において実効税率に有利な影響を及ぼす金額を表している。調査の和解および出訴期限の経過により、翌12ヶ月間に未認識タックス・ベネフィット総額がゼロから約50百万ドルの幅で減少する合理的な可能性がある。

3. 受認資産および受認負債

当社は、保険ブローカーまたは代理店の資格で被保険者から保険料を回収し、手数料を控除後、保険料をそれぞれの保険引受人に送金する。当社はまた、被保険者に代わって保険引受人から保険金や返戻金を回収する。未送金の保険料および保険金を当社は受認者の資格で保有する。リスクおよび保険サービス収益には、2012年および2011年6月30日に終了した6ヶ月間の受認資金に係る受取利息21百万ドルおよび22百万ドルが含まれる。コンサルティング・セグメントは、2012年6月30日に終了した各6ヶ月間において1百万ドル、2011年度の同期間において2百万ドルの受認資金の受取利息を計上した。受認資産は当社の用に供することができないため、連結貸借対照表では受認負債の相殺項目として表示されている。

2012年6月30日および2011年12月31日現在、受認資産には、それぞれ約19百万ドルおよび約62百万ドルの売却可能として分類された固定利付有価証券が含まれる。売却可能有価証券からの未実現損益は、その有価証券が売却されるか、満期を迎えるか、または一時的でない減損として認識されるまでその他の包括利益に計上される。税引後未実現利益は2012年6月30日および2011年12月31日現在それぞれ0百万ドルおよび2百万ドルであった。

未回収の保険料および保険金と関連未払金との純額は、2012年6月30日現在で11十億ドル、2011年12月31日現在で9十億ドルであった。当社は、保険料を受取る権利または被保険損失について払戻金を受取る権利を発生させる契約の当事者ではない。したがって、未回収の保険料および保険金と関連未払金との純額は、当社の資産および負債ではなく、当連結貸借対照表に含まれていない。

一定の場合、当社は保険料、返戻金または保険金を回収前に保険引受人または被保険者に立替え払いする。この立替金は会社の資金から支払われ、当連結貸借対照表の受取債権に反映されている。

マーサーは、マーサーの管理報酬または受託者報酬が変動持分と考えられる信託またはファンドにおいて、約17十億ドルの資産を管理している。マーサーはこれらの信託またはファンドの主たる受益者ではない。これらの信託またはファンドにおける唯一のマーサーの変動持分は、未払報酬である。そのため、マーサーの持分に係る損失に対する最大エクスポージャーは、報酬の回収に限定される。

4. 1株当たりデータ

配当または配当同等物に対する権利をともなう株式に基づく支払報奨に係る1株当たり利益（以下「EPS」という。）の計算について適用される会計指針に基づく、配当または配当同等物に対する失効しない権利（支払の有無は問わない。）を含む権利未確定の株式に基づく支払報奨は、参加型証券にあたり、当該計算に含めなければならない。

基本的1株当たり純利益 - 当社に帰属する純利益および基本的1株当たり利益 - 継続事業は、普通株式に帰属する各税引後利益を、当社の加重平均流通普通株式数で除して計算する。

希薄化後1株当たり純利益 - 当社に帰属する純利益および希薄化後1株当たり利益 - 継続事業は、普通株式に帰属する各税引後利益を、潜在的に発行可能な普通株式（参加型証券とみなされるものは除く。）の希薄化効果を調整した当社の加重平均流通普通株式数で除して計算する。希薄化後EPSの計算は(a)参加型証券は行使されなかったと仮定する2種方式または(b)自己株式方式のどちらか希薄化効果がより高くなる方の影響を反映する。希薄化後EPSに使用された適用すべき利益要素の調整および基本的加重平均流通普通株式数から希薄化後加重平均流通普通株式数への調整は以下の通りである。

基本的EPSの計算 - 継続事業	6月30日に終了した 3ヶ月間		6月30日に終了した 6ヶ月間	
(単位：百万ドルまたは百万株、ただし 1株当たり数値を除く)	2012年	2011年	2012年	2011年
継続事業からの純利益	339	286	693	605
控除：非支配持分に帰属する純利益	8	7	15	13
当社に帰属する継続事業からの純利益	331	279	678	592
控除：参加型証券に帰属する部分	-	1	1	4
基本的1株当たり利益のための 普通株式に帰属する純利益	331	278	677	588
基本的加重平均流通普通株式数	545	547	544	545

基本的EPSの計算 - 純利益	6月30日に終了した 3ヶ月間		6月30日に終了した 6ヶ月間	
(単位：百万ドルまたは百万株、ただし 1株当たり数値を除く)	2012年	2011年	2012年	2011年
当社に帰属する純利益	329	282	676	607
控除：参加型証券に帰属する部分	-	2	1	4
基本的1株当たり利益のための 普通株式に帰属する純利益	329	280	675	603
基本的加重平均流通普通株式数	545	547	544	545

希薄化後EPSの計算 - 継続事業	6月30日に終了した 3ヶ月間		6月30日に終了した 6ヶ月間	
(単位：百万ドルまたは百万株、ただし1株当たり数値を除く)	2012年	2011年	2012年	2011年
継続事業からの純利益	339	286	693	605
控除：非支配持分に帰属する純利益	8	7	15	13
当社に帰属する継続事業からの純利益	331	279	678	592
控除：参加型証券に帰属する部分	-	1	1	4
希薄化後1株当たり利益のための普通株式に帰属する純利益	331	278	677	588
基本的加重平均流通普通株式数	545	547	544	545
潜在的に発行可能な普通株式の希薄化効果	8	8	8	9
希薄化後加重平均流通普通株式数	553	555	552	554
普通株式同等物の計算に用いられた平均株価（単位：ドル）	32.31	30.03	32.13	29.47

希薄化後EPSの計算 - 純利益	6月30日に終了した 3ヶ月間		6月30日に終了した 6ヶ月間	
(単位：百万ドルまたは百万株、ただし1株当たり数値を除く)	2012年	2011年	2012年	2011年
当社に帰属する純利益	329	282	676	607
控除：参加型証券に帰属する部分	-	2	1	4
希薄化後1株当たり利益のための普通株式に帰属する純利益	329	280	675	603
基本的加重平均流通普通株式数	545	547	544	545
潜在的に発行可能な普通株式の希薄化効果	8	8	8	9
希薄化後加重平均流通普通株式数	553	555	552	554
普通株式同等物の計算に用いられた平均株価（単位：ドル）	32.31	30.03	32.13	29.47

2012年および2011年6月30日現在のストック・オプションの未行使残高はそれぞれ37.3百万個および41.4百万個であった。

5. 連結キャッシュ・フロー計算書の補足的開示

2012年および2011年6月30日に終了した6ヶ月間の取得、利息および法人所得税の支払額に関する追加情報は以下の表の通りである。

(単位：百万ドル)	2012年6月30日 に終了した 6ヶ月間	2011年6月30日 に終了した 6ヶ月間
取得資産 - 現金を除く	131	128
引受負債	(31)	(17)
条件付/繰延購入対価	(18)	(13)
当年度の取得によるキャッシュ・アウトフロー純額	82	98
過年度の取得による繰延購入対価	47	15
取得によるキャッシュ・アウトフロー純額	129	113

(単位：百万ドル)	2012年	2011年
利息支払額	92	100
法人所得税支払額/(還付額)	160	(112)

2012年および2011年6月30日に終了した各6ヶ月間に、当社は、株式に基づく支払制度に基づき181百万ドルの普通株式の非現金発行を行った。2012年および2011年6月30日に終了した6ヶ月間に、当社は、株式報奨に関連する株式に基づく報酬費用として、それぞれ80百万ドルおよび83百万ドルを計上した。

6. その他の包括利益（損失）

2012年および2011年6月30日に終了した3ヶ月間および6ヶ月間のその他の包括利益（損失）の内訳は以下の通りである。

	6月30日に終了した3ヶ月間					
	2012年			2011年		
(単位：百万ドル)	税効果 考慮前	税効果	税効果 考慮後	税効果 考慮前	税効果	税効果 考慮後
為替換算調整勘定	(191)	(14)	(177)	64	-	64
未実現投資利益(損失)	-	1	(1)	(1)	-	(1)
年金 / 退職後制度：						
純期間年金費用に含まれる損失(利益) の償却額：						
過去勤務利益	(8)	-	(8)	(8)	(3)	(5)
数理計算上の差損 - 純額	68	1	67	54	22	32
小計	60	1	59	46	19	27
為替換算調整勘定	60	33	27	12	(3)	15
年金/退職後制度の(利益)損失	120	34	86	58	16	42
その他の包括利益（損失）	(71)	21	(92)	121	16	105

	6月30日に終了した6ヶ月間					
	2012年			2011年		
(単位：百万ドル)	税効果 考慮前	税効果	税効果 考慮後	税効果 考慮前	税効果	税効果 考慮後
為替換算調整勘定	(29)	(14)	(15)	237	2	235
未実現投資利益(損失)	(1)	2	(3)	(5)	(1)	(4)
年金 / 退職後制度：						
純期間年金費用に含まれる損失(利益) の償却額：						
過去勤務利益	(16)	(5)	(11)	(16)	(5)	(11)
数理計算上の差損 - 純額	134	43	91	109	34	75
小計	118	38	80	93	29	64
為替換算調整勘定	16	5	11	(99)	(26)	(73)
年金/退職後制度の(利益)損失	134	43	91	(6)	3	(9)
その他の包括利益（損失）	104	31	73	226	4	222

7. 取得

2012年度上半期に、当社は、リスクおよび保険サービス・セグメントにおいて5件、コンサルティング・セグメントにおいて3件の取得を行った。2012年1月に、マーシュはアレクサンダー・フォーブス・リスク・サービスズおよび関連付随業務ならびにボツワナおよびナミビアにおける保険仲介業務を含む、アレクサンダー・フォーブスの南アフリカのブローカー業務を取得した。2012年3月に、マーシュは、バージニアを拠点とする中間市場における従業員福利厚生代行会社であるKSPHエルエルシー、および伊藤忠商事株式会社の米国における保険仲介子会社であり、日本企業の米国子会社に対する企業向け損害保険、個人向け損害保険、従業員福利厚生の仲介サービスを専門とするコスモス・サービスズ（アメリカ）インクを取得した。2012年2月に、マーサーは日本を拠点とするグローバル・モビリティ会社である横河ORC（同社は以前持分法に基づき会計処理されていた。）の残りの49%、ならびにノルウェーを拠点とする主要な金融投資および年金コンサルティング会社であるPensjon & Finansを取得した。2012年3月に、マーサーはフランスを拠点とし、雇用主の医療および福利厚生制度について仲介および助言を行う会社であるREPCAを取得した。2012年6月に、マーシュは、ノース・カロライナを拠点とする従業員福利厚生代行会社であるプログレッシブ・ベネフィッツ・ソリューションズ、およびウィスコンシンを拠点とする保険代理店であり個人および企業向けに損害保険、従業員福利厚生関連の製品およびサービスを提供するセキュリティ・インシュアランス・サービスズ・インクを取得した。

2012年度に実施された取得に係る購入対価総額は183百万ドルであり、これは、現金による支払額103百万ドル、繰延購入対価および見積条件付対価18百万ドル、ならびに2011年12月31日現在エスクローに保有され、2012年度第1四半期に解除された現金62百万ドルから成る。条件付対価契約は、主として2年から4年にわたるEBITDAおよび収益目標に基づいている。条件付対価の公正価値は、取得した事業体の予測された収益および利益に基づいていた。買収の会計処理が終了した時に、取得資産および引受負債の見積公正価値は修正されなければならない。当社はまた、過年度に実施された取得に関連する繰延購入対価および条件付対価61百万ドルを支払った。

以下の表は、取得原価を、公正価値に基づいて、取得資産および引受負債に暫定的に配分したものである。

	6月30日に終了した6ヶ月間
(単位：百万ドル)	2012年
現金（2011年12月31日現在エスクローに保有されていた62百万ドルを含む）	165
条件付対価の見積公正価値	18
対価合計	183
購入価格の配分：	
現金および現金同等物	21
受取債権、純額	3
有形固定資産	2
無形資産	81
のれん	113
その他の資産	5
取得資産合計	225
流動負債	9
その他の負債	33
引受負債合計	42
取得資産、純額	183

前年度の取得

2011年度に、当社は、リスクおよび保険サービス・セグメントにおいて7件の取得、コンサルティング・セグメントにおいて5件の取得を行った。2011年1月に、マーシュは、中西部の独立系保険仲介企業であるRJFエージェンシー・インクを取得した。2011年2月に、マーシュは、バージニア州の商業施設、道路、公共施設、海運関連施設および政府施設の請負業者に対して保証証券を提供する代理店であるハンプトン・ローズ・ボンディングならびにキンロック・コンサルティング・グループ・インクのボストン事務所を取得した。2011年7月に、マーシュは、テキサス州の従業員福利厚生の中介業者であるプレスコット・パイレット・ベネフィットを取得した。2011年10月に、マーシュは、マサチューセッツ州を拠点とする従業員の福利厚生、生命保険およびファイナンシャル・プランニングのコンサルティングを行うカエディング・エルンスト・アンド・カンパニーの従業員の福利厚生部門を取得した。2011年11月に、マーシュは、ミネソタに拠点をおく損害保険の代理店であるギャラガー・アンド・アソシエイツ・インクを取得した。2011年11月に、マーシュはフロリダ南部に拠点を置く保険会社であるセイトリン・インシュアランスを取得した。これらの取得は、マーシュ・アンド・マクレナン・エージェンシーを介して中間市場におけるマーシュのシェアを拡大するために実施された。

2011年1月に、マーサーは、米国における寄付および基金についての投資コンサルティング会社であるハモンド・アソシエイツを取得した。2011年6月に、マーサーは、投資コンサルティング会社であるエバリュエーション・アソシエイツ・エルエルシーを取得した。2011年7月に、マーサーはフロリダ南部を拠点とする医療および福利厚生のコンサルティング会社であるマホニー・アソシエイツを取得した。2011年8月に、マーサーは、フロリダを拠点とする人材コンサルティング会社であるセンセオ・コーポレーションを取得した。2011年12月に、マーサーは、ワシントンDCを拠点とするメディケイド政策のコンサルティング会社であるアリシア・スミス・アンド・アソシエイツを取得した。

2011年度上半期に実施された取得に係る購入対価総額は114百万ドルであり、これは、現金による支払額101百万ドルおよび見積条件付対価13百万ドルから成る。条件付対価契約は、主として2年から4年にわたるEBITDAおよび収益目標に基づいている。条件付対価の公正価値は、取得した事業体の利益予測に基づいていた。買収の会計処理が終了した時に、取得資産および引受負債の見積公正価値は修正されなければならない。当社はまた、2011年度上半期に、過年度に実施された取得に関連する繰延購入対価15百万ドルを支払った。

2011年度第2四半期に、マーシュは過去に過半数を取得した事業体の残りの少数株主持分を購入対価総額8百万ドルで取得し、連結および非支配持分に係る会計指針に基づきこの取得を会計処理した。この指針は、子会社に対する財務的支配持分を保持した親会社の所有持分の変動は資本取引として会計処理することを求めている。取得資産を公正価値まで増額することやのれんを計上することは認められない。そのため、当社は、この取引に関連して、2011年度に資本剰余金を2百万ドル減額した。

当社はまた、過去に支配していた事業体の少数株主持分の2009年度における購入に関連する繰延購入対価13百万ドルを2011年度第1四半期に支払った。

プロフォーマ情報

当社は取得が全体として重要であると考えていないが、以下の無監査のプロフォーマ財務データは、2012年度および2011年度に当社によって行われた取得について示している。プロフォーマ情報の開示に関連する会計指針に従って、当該情報は当期の取得が2011年1月1日に生じたと仮定して表示されている。当該プロフォーマ情報は、取得した無形資産の償却の影響額について修正されている。この無監査のプロフォーマ財務情報は説明に役立てるためのみ表示されており、これらの取得が指定日に発生していた場合に獲得されたであろう経営成績を必ずしも示しておらず、また、将来の連結ベースの経営成績を必ずしも示していない。

(単位：百万ドル、ただし1株当たり数値を除く)	6月30日に終了した3ヶ月間		6月30日に終了した6ヶ月間	
	2012年	2011年	2012年	2011年
収益	3,030	2,974	6,092	5,908
継続事業からの利益	340	289	695	605
当社に帰属する純利益	330	285	678	606
基本的1株当たり純利益				
- 継続事業	0.61	0.51	1.25	1.08
- 当社に帰属する純利益	0.60	0.52	1.24	1.10
希薄化後1株当たり純利益				
- 継続事業	0.60	0.50	1.23	1.06
- 当社に帰属する純利益	0.60	0.51	1.23	1.09

2012年6月30日に終了した3ヶ月間および6ヶ月間における連結損益計算書には、2012年度に実施した取得に関連する、それぞれ、収益約24百万ドルおよび営業利益純額約6百万ドル、ならびに収益約45百万ドルおよび営業利益純額約8百万ドルが含まれている。

8. 処分

非継続事業の要約損益計算書データは以下の通りである。

(単位：百万ドル、ただし1株当たり数値を除く)	6月30日に終了した 3ヶ月間		6月30日に終了した 6ヶ月間	
	2012年	2011年	2012年	2011年
その他の非継続事業、税引後	(2)	-	(2)	-
非継続事業からの利益（損失）、税引後	(2)	-	(2)	-
非継続事業の処分	-	8	-	8
法人所得税（貸方計上額）費用	-	5	-	(7)
非継続事業の処分、税引後	-	3	-	15
非継続事業、税引後	(2)	3	(2)	15
非継続事業、税引後1株当たり				
- 基本的	(0.01)	-	-	0.02
- 希薄化後	(0.01)	-	(0.01)	0.03

2011年6月30日に終了した6ヶ月間における非継続事業は、主に売却前にパトナムにおいて発生した弁護士報酬の保険回収額およびパトナム売却に関連する補償に基づく税金還付額に関連している。

[次へ](#)

9. のれんおよびその他の無形資産

当社は、のれんおよび耐用年数が不確定の無形資産について、減損の評価を年1回、さらに減損の可能性が示唆される状況になった場合にはより頻繁に実施することが求められている。当社は毎年第3四半期に各報告ユニットに対して年次減損テストを実施している。2011年度第3四半期において、当社は新しい会計規定を適用した。この指針に従って、当社はまず、2段階ののれんの減損評価を実施する必要性の有無を決定するために定性的要因を評価することができる。当社は様々な問題を考慮したが、これらには、報告ユニットの公正価値の最新の見積りにおいて公正価値がその帳簿価額を超過したこと、報告ユニットの公正価値が変動する可能性のある重要な取得または処分が生じたか否か、マクロ経済の状況およびその報告ユニットの公正価値に及ぼす潜在的影響、予算および報告ユニットの公正価値の見積りに使用された過去の予測と比較した実際の業績、業界の状況および市況、ならびに当社の株価の前年度と比べた変動が含まれていた。

耐用年数が不確定とはみなされないその他の無形資産は、見積耐用年数にわたって償却され、一定の誘因事象が起こった場合には、適切な会計文献に従って減損が検討される。

のれんの帳簿価額の変動は以下の通りである。

(単位：百万ドル)	2012年 6月30日現在	2011年 6月30日現在
1月1日現在報告残高	6,562	6,420
取得したのれん	113	76
その他の調整(a)	(32)	99
6月30日現在残高	6,643	6,595

(a) 主に為替換算である。

当社の報告セグメントに配分可能なのれんは、リスクおよび保険サービス・セグメント46億ドル、およびコンサルティング・セグメント20億ドルである。

償却後無形資産は、取得した顧客リスト、顧客関係および商号の取得原価からなっている。取得原価総額および償却累計額は以下の通りである。

(単位：百万ドル)	2012年6月30日現在			2011年12月31日現在		
	取得原価 総額	償却 累計額	帳簿価額 純額	取得原価 総額	償却 累計額	帳簿価額 純額
償却後無形資産	747	304	443	666	265	401

2012年および2011年6月30日に終了した6ヶ月間の償却費総額はそれぞれ34百万ドルおよび32百万ドルであり、将来の見積償却費総額は以下の通りである。

12月31日に終了する年度	
(単位：百万ドル)	見積費用
2012年(2012年6月30日までの償却費を除く)	34
2013年	64
2014年	60
2015年	57
2016年	46
2017年以降	182
	443

10. 公正価値測定

公正価値の階層

当社は、経常的に公正価値で評価される資産および負債を、財務会計基準審議会（FASB）により定義された3つのレベルの公正価値の階層に分類している。公正価値の階層は、活発な市場における同一の資産および負債の市場価格（レベル1）を最も高い優先順位とし、また、観察不能なインプット（レベル3）を最も低い優先順位としている。あるケースでは、公正価値測定に用いたインプットが公正価値の階層の異なるレベルに分類されることもありうる。そのような場合には、公正価値の階層のレベルは、開示目的上、公正価値測定にとって重要な最も低いレベルのインプットに基づき決定される。

連結貸借対照表に公正価値で計上される資産および負債は、その評価技法におけるインプットに基づき以下の通りに分類される。

- レベル1 その価値が、活発な市場における同一の資産または負債の調整されていない市場価格に基づく資産および負債（例示：活発な取引所で取引される持分証券、主要米国債および米国政府機関債、マネー・マーケット・ミューチュアル・ファンドならびに一定の他の政府債）

レベル2 その価値が、下記に基づく資産および負債

- a) 活発な市場における、類似の資産または負債の市場価格
- b) 活発でない市場における、同一または類似の資産または負債の市場価格（例示：頻繁に取引されない社債および地方債）
- c) インプットが資産または負債の実質的に満期までの全期間にわたり観察可能な価格決定モデル（例示：大半の店頭デリバティブ（金利スワップおよび通貨スワップを含む。））
- d) インプットが資産または負債の実質的に満期までの全期間にわたり相関関係または他の手法を通じ観察可能な市場データから主に導き出されるかまたは裏付けられる価格決定モデル（例えば、一定のモーゲージ・ローン）

レベル3 その価値が、価格または観察不能でかつ公正価値測定全体において重要なインプットを求める評価技法に基づく資産および負債。これらのインプットは、市場参加者が資産または負債の価格を決定する際に用いる仮定に関する経営者自身の仮定を反映している（例示：プライベート・エクイティ投資、一定の商業用モーゲージ・ホール・ローンならびに長期のまたは複雑なデリバティブ（一定の外国為替オプションおよび長期のガス・電力オプションを含む。））。

評価技法

持分証券およびミューチュアル・ファンド - レベル 1

市場価格情報が容易に入手できる投資は、その主要取引所における売り値、または一定の市場の公的な最終買い呼び値で評価される。売却が報告されていない場合は、当該証券は最後に報告された買い呼び値で評価される。

他の政府債、地方債および社債 - レベル 2

この項目への投資（主にドイツおよびフランスへの投資）は、独立の価格決定サービスによる評価に基づき評価される。当該サービスまたはディーラーは、比較可能な証券の市場取引および証券間の様々な関係（一般に機関のトレーダーが認識しているもの）に基づく手法を用い、当該証券の標準的な機関投資家規模の取引単位について評価を決定する。

金利スワップ・デリバティブ - レベル 2

金利スワップ・デリバティブの公正価値は、将来予測されるイールド・カーブに基づく割引率と比べて一貫した割引率1.6%を使用して、スワップの使用により生じる各評価日現在の将来キャッシュ・フローの現在価値に基づいている（注記12参照）。

期限2014年の優先弁済社債 - レベル 2

期限2014年の優先弁済社債（第1回）250百万ドルの公正価値は、上記の金利スワップ・デリバティブの公正価値によって修正されたこれらの社債の償却原価として見積られる。2011年度第1四半期に、当社は、当該優先弁済社債の一部に係る利息を、固定金利から変動金利へ変換するために、2つの金利スワップを締結した。当該スワップは公正価値ヘッジ商品として指定される。当該スワップの公正価値の変動は、貸借対照表に計上される。また、これらのスワップに関連する借入債務の帳簿価額は同額修正される（注記12参照）。

条件付対価に係る負債 - レベル3

当社が実施したいいくつかの取得に係る購入対価には、条件付対価契約が含まれている。条件付対価契約は、主として2年から4年にわたるEBITDAおよび収益目標の達成に基づいている。条件付対価の公正価値は、取得された事業体の予測される収益および利益に起因する将来キャッシュ・フローの現在価値で見積られている。

以下の公正価値の階層表は、2012年6月30日および2011年12月31日現在の経常的に公正価値で測定される当社の資産および負債についての情報を示している。

	同一の資産 (レベル1)		観察可能なインプット (レベル2)		観察不能なインプット (レベル3)		合計	
(単位：百万ドル)	2012年6月 30日現在	2011年12月 31日現在	2012年6月 30日現在	2011年12月 31日現在	2012年6月 30日現在	2011年12月 31日現在	2012年6月 30日現在	2011年12月 31日現在
資産：								
所有金融商品：								
ミューチュアル・ファンド(a)	131	134	-	-	-	-	131	134
マネー・マーケット・ファンド(b)	194	226	-	-	-	-	194	226
金利スワップ・デリバティブ(c)	-	-	7	7	-	-	7	7
公正価値で測定された資産合計	325	360	7	7	-	-	332	367
受認資産：								
州・地方債(米国外の地方を含む)	-	-	6	13	-	-	6	13
他の政府債、超国家機関	-	-	13	47	-	-	13	47
社債その他債券	-	-	-	2	-	-	-	2
マネー・マーケット・ファンド	218	186	-	-	-	-	218	186
公正価値で測定された受認資産合計	218	186	19	62	-	-	237	248
負債：								
条件付対価に係る負債(d)	-	-	-	-	116	110	116	110
2014年期限の優先弁済社債(e)	-	-	257	257	-	-	257	257
公正価値で測定される負債合計	-	-	257	257	116	110	373	367

(a) 連結貸借対照表のその他の資産に含まれる。

(b) 連結貸借対照表の現金および現金同等物に含まれる。

(c) 連結貸借対照表のその他の受取債権に含まれる。

(d) 連結貸借対照表の未払金、未払費用および引当金、ならびにその他の負債に含まれる。

(e) 連結貸借対照表の長期借入債務に含まれる。

2012年6月30日に終了した6ヶ月間に、レベル1とレベル2の間、またはレベル2とレベル3の間で振替えられた資産または負債はなかった。

以下の表は、2012年6月30日に終了した6ヶ月間における当社のレベル3の負債の公正価値の変動の要約であり、取得に関連する条件付対価を表している。

(単位：百万ドル)	公正価値	増加	購入	再評価の 影響	公正価値
	2011年12月31日現在				2012年6月30日現在
条件付対価	110	18	(14)	2	116

条件付負債の公正価値は、四半期毎に再測定される取得した事業体の予測される収益および利益に基づいている。上記の予測が5%増加すると、負債は約20百万ドル増加する。上記の予測が5%減少すると、負債は約30百万ドル減少する。

[前へ](#) [次へ](#)

11. 退職給付

当社は米国および米国外の適格従業員のために、適格および非適格の確定給付型年金制度を維持している。当社の税制適格確定給付型退職制度に対する資金拠出方針は、少なくとも米国法および当社が確定給付型制度を提供している米国以外の地域の法律で規定された資金拠出要件を十分満たす金額の拠出である。

米国制度に関する資産の割当目標は、持分証券および持分代替証券が58%、固定利付証券が42%である。2012年度第2四半期末現在の米国制度に関する実際の割当は、持分証券および持分代替証券が57%、固定利付証券が43%であった。米国外の制度資産の約80%を構成する英国制度に関する資産の割当目標の場合は、持分証券および持分代替証券が53%、固定利付証券が47%である。2012年度第2四半期末現在の英国制度に関する資産の実際の割当は、持分証券および持分代替証券が51%、固定利付証券が49%であった。当社の確定給付型制度の資産は十分に分散投資されており、適用される法律に従い、受容可能なリスク・パラメーターの範囲内で制度の実際運用収益を最大化するという目標に照らして、運用されている。当社は、実際のポートフォリオが目標資産配分範囲に継続して一致していることを確認するため、限界値基準によるポートフォリオ・リバランスを用いている。

確定給付型制度およびその他の退職後制度の純期間給付費用の内訳は、以下の通りである。

米国制度および重要な米国外の制度の合計				
6月30日に終了した3ヶ月間	年金給付		退職後給付	
(単位：百万ドル)	2012年	2011年	2012年	2011年
勤務費用	60	58	-	1
利息費用	149	153	3	4
制度資産の期待運用収益	(225)	(224)	-	-
過去勤務利益の償却額	(5)	(4)	(3)	(4)
数値計算上の差損の認識額	68	53	-	-
純期間給付費用	47	36	-	1

米国制度および重要な米国外の制度の合計

6月30日に終了した6ヶ月間	年金給付		退職後給付	
(単位：百万ドル)	2012年	2011年	2012年	2011年
勤務費用	121	114	2	3
利息費用	297	305	6	7
制度資産の期待運用収益	(451)	(445)	-	-
過去勤務利益の償却額	(10)	(9)	(6)	(7)
数理計算上の差損の認識額	134	108	-	-
純期間給付費用	91	73	2	3

米国制度のみ

6月30日に終了した3ヶ月間	年金給付		退職後給付	
(単位：百万ドル)	2012年	2011年	2012年	2011年
勤務費用	23	21	-	1
利息費用	58	57	2	3
制度資産の期待運用収益	(80)	(78)	-	-
過去勤務利益の償却額	(4)	(4)	(3)	(4)
数理計算上の差損(益)の認識額	39	24	(1)	-
純期間給付費用(利益)	36	20	(2)	-

米国制度のみ

6月30日に終了した6ヶ月間	年金給付		退職後給付	
(単位：百万ドル)	2012年	2011年	2012年	2011年
勤務費用	47	42	1	2
利息費用	115	115	4	5
制度資産の期待運用収益	(161)	(157)	-	-
過去勤務利益の償却額	(8)	(8)	(6)	(7)
数理計算上の差損(益)の認識額	76	50	(1)	-
純期間給付費用(利益)	69	42	(2)	-

重要な米国外の制度のみ				
6月30日に終了した3ヶ月間	年金給付		退職後給付	
(単位：百万ドル)	2012年	2011年	2012年	2011年
勤務費用	37	37	-	-
利息費用	91	96	1	1
制度資産の期待運用収益	(145)	(146)	-	-
過去勤務費用の償却額	(1)	-	-	-
数理計算上の差損の認識額	29	29	1	-
純期間給付費用	11	16	2	1

重要な米国外の制度のみ				
6月30日に終了した6ヶ月間	年金給付		退職後給付	
(単位：百万ドル)	2012年	2011年	2012年	2011年
勤務費用	74	72	1	1
利息費用	182	190	2	2
制度資産の期待運用収益	(290)	(288)	-	-
過去勤務費用の償却額	(2)	(1)	-	-
数理計算上の差損の認識額	58	58	1	-
純期間給付費用	22	31	4	3

米国および重要な米国外の確定給付型制度の純期間給付費用の計算に使用された加重平均ベースの数理計算上の仮定は、以下の通りである。

米国制度および重要な米国外の制度の合計	年金給付		退職後給付	
	2012年 6月30日現在	2011年 6月30日現在	2012年 6月30日現在	2011年 6月30日現在
加重平均ベースの仮定：				
制度資産期待運用収益率	8.04%	8.18%	- %	- %
割引率	4.91%	5.59%	5.05%	5.84%
昇給率	3.09%	4.09%	- %	- %

当社は、2012年度上半期に米国および米国外の確定給付型制度へ347百万ドルの拠出を行い、これには米国の適格確定給付型制度に対する100百万ドルの任意拠出および英国制度への100百万ドルの拠出が含まれている。2012年度下半期中に非適格の米国および米国外の確定給付型制度に対して約172百万ドルを拠出する見込みである。

12. 借入債務

当社の借入債務残高は以下の通りである。

(単位：百万ドル)	2012年 6月30日現在	2011年 12月31日現在
短期：		
1年以内に期限の到来する長期借入債務	259	260
長期：		
優先弁済社債 - 6.25%期限2012年（実効金利5.1%）	-	250
優先弁済社債 - 4.850%期限2013年	250	251
優先弁済社債 - 5.875%期限2033年	297	296
優先弁済社債 - 5.375%期限2014年	326	326
優先弁済社債 - 5.75%期限2015年	479	479
優先弁済社債 - 2.30%期限2017年	248	-
優先弁済社債 - 9.25%期限2019年	398	398
優先弁済社債 - 4.80%期限2021年	497	496
モーゲージ - 5.70%期限2035年	426	431
その他	1	1
	2,922	2,928
控除：1年以内期限到来分	259	260
	2,663	2,668

上表の優先弁済社債は、当社によって公式に登録されており、保証付きではない。

2012年度第1四半期中に、当社は期限が到来した固定金利6.25%優先弁済社債250百万ドルを償還した。当社は、期限が到来した社債の償還資金として、2012年度第1四半期に、期間5年間の2.3%利付優先弁済社債250百万ドルの発行収入を使用した。

当社および一定の外国子会社は、期間5年間の多通貨建無担保リボルビング与信枠10億ドルを維持している。この与信枠の金利は、LIBORに固定マージンを加えたものに基づいており、当該固定マージンは当社の信用格付に応じて変動する。この借入与信枠は一定のカバレッジ率およびレバレッジ率を当社が維持するよう求めている。これらは四半期毎にテストされる。2012年6月30日現在、当該借入与信枠に基づく借入残高はなかった。

デリバティブ金融商品

2011年2月に、当社は2014年に期限が到来する5.375%利付優先弁済社債残高のうちの初回の250百万ドルの公正価値の変動をヘッジするために、3.5年の金利スワップ契約125百万ドルを2件締結した。

当該スワップの条件に基づいて、相手方は当社に固定金利5.375%を支払い、当社は3ヶ月LIBORに固定スプレッド3.726%を加えた変動金利を支払う予定である。優先弁済社債およびスワップの満期日は、正確に一致している。変動金利は、優先弁済社債の利払日の到来毎に再設定されるとともに、四半期毎にも再設定される。当該スワップは、優先弁済社債の6ヶ月毎の利払日に差金で決済される。当該スワップは、適用可能な会計指針に従って公正価値ヘッジのヘッジ手段として指定されており、完全に有効であるとみなされている。開始時のスワップの公正価値はゼロであり、その後の金利スワップの公正価値の変動は、金利スワップの帳簿価額および連結貸借対照表に反映される。貸借対照表上の借入債務の帳簿価額は、同額修正された。2012年6月30日および2011年6月30日に終了する1年間において、ヘッジ対象（固定利付借入債務）に係る利益または（損失）および金利スワップ上相殺されている利益または（損失）は以下の通りである。

損益計算書の分類 (単位：百万ドル)	2012年			2011年		
	スワップ に係る利益	社債 に係る損失	純利益 への影響	スワップ に係る利益	社債 に係る損失	純利益 への影響
その他の営業費用	-	-	-	4.7	(4.7)	-

スワップ契約に基づく未収額および未払額は、各期に計上され、支払利息として報告される。表示期間において、非有効性は認められなかった。

13. 再構築費用

2012年度上半期に、当社は主に退職金に関連して再構築費用合計11百万ドルを計上した。

2011年1月1日から2012年6月30日までの、2012年度より前の活動による負債を含む再構築活動の詳細は以下の通りである。

	2011年 1月1日				2011年 12月31日				2012年 6月30日
(単位：百万ドル)	現在の負債	未払額	現金 支払額	その他	現在の負債	未払額	現金 支払額	その他	現在の負債
退職金	40	29	(40)	(2)	27	8	(28)	4	11
解約不能リースに 基づく将来の賃借 料およびその他の コスト	171	22	(42)	3	154	3	(21)	(2)	134
合計	211	51	(82)	1	181	11	(49)	2	145

上記の活動に関連する費用は、連結損益計算書上、給与および給付ならびにその他の営業費用に含まれている。これらの活動に関連する負債は、連結貸借対照表上、その項目の性質に応じて、未払金、その他の負債または未払給与に分類されている。

14. 金融商品

当社の重要な金融商品の見積公正価値は、以下の通りである。公正価値の金額算定には、一定の見積りと判断が要求された。以下に示された公正価値の金額は、必ずしも当社が処分時に実現させる金額を示すものではなく、また当社の金融商品処分の意思または必要性を示すものでもない。

	2012年6月30日現在		2011年12月31日現在	
(単位：百万ドル)	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
現金および現金同等物	1,504	1,504	2,113	2,113
長期投資	61	61	58	58
短期借入債務	259	265	260	261
長期借入債務	2,663	2,944	2,668	2,958

現金および現金同等物：当社の現金および現金同等物の見積公正価値は、帳簿価額に近似している。

長期投資：長期投資には、下記の通り原価で計上された一定の投資および受認者の資格で保有する売却可能投資に関連する未実現利益が含まれている。

当社は、2012年6月30日および2011年12月31日現在、容易に市場価格を入手できず原価法により計上された長期投資を42百万ドルおよび37百万ドル有している。残りの長期投資は、任意の繰延報酬制度に関連する上場ミューチュアル・ファンドである。ミューチュアル・ファンドの公正価値は、市場価格に基づいている。非上場投資の公正価値に対する経営者の見積りは、割引キャッシュ・フロー、収益、利益またはEBITDAの乗数に基づく売却価格の見積り、またはプライベート・エクイティ管理会社からの、プライベート・エクイティ・ファンドに対する基礎となる投資の公正価値の見積りを含む評価技法に基づいている。将来のキャッシュ・フロー、収益または利益を正確に予測する能力は公正価値決定に影響を及ぼす場合がある。これらの投資は、連結貸借対照表のその他の資産に含まれている。当社は、当該投資の減損を監視し、必要な場合には帳簿価額の適切な切下げを行っている。これらの投資は公正価値の階層におけるレベル3に分類される見込みである。

注記3に記載された当社の受認資金の一部は、優良債務証券に投資され、売却可能有価証券に分類されている。2012年6月30日現在のこれらの証券に係る総額ベースでの未実現利益または損失（税引前）はなかった。

短期借入債務および長期借入債務：当社の短期借入債務は主に翌年に期限が到来する期限付借入債務から成り、その公正価値は帳簿価額に近似している。当社の長期借入債務の主要な部分の見積公正価値は、同様の条件および残存期間を持つ借入債務について入手可能な現行の金利を用いた割引将来キャッシュ・フローに基づいている。短期および長期借入債務は、公正価値の階層のレベル2に分類されている。

15. 普通株式

2012年度第2四半期中、当社はその普通株式3.1百万株を対価100百万ドルで買戻した。当社は追加的な普通株式の購入を価額453百万ドルまで行う権限を保有している。2011年度上半期中に、当社は7.8百万株の株式を対価総額235百万ドルで購入した。

[前へ](#) [次へ](#)

16. 請求、訴訟およびその他の偶発事象

過失・脱漏による請求

当社およびその子会社（特にマーシュおよびマーサー）は、通常の事業過程において多数の請求、訴訟および法的手続を受けている。そういった請求および訴訟は主に、会社および公共部門の顧客に対する保険契約の募集および保険数理サービスの提供、ならびに信託証書および年金制度を管理するその他の文書の起草および解釈に関連するサービスの提供を含む専門的サービスの履行に関連した過失・脱漏の主張から成る。これらの請求の一定のもの（特に米国および英国において）は、損害賠償を求めており、中には認められれば重要な金額となる懲罰的損害賠償および3倍損害賠償も含まれる。FASB ASCサブトピック450-20号（偶発事象 - 偶発損失）に準拠して、過失・脱漏による請求に関する負債を設定する際に、潜在的損失を見積るために当社は内部および外部の弁護士による事例レベルのレビュー、ならびに内部の数理計算上の分析を利用している。損失の発生の可能性が高かつその金額を合理的に見積ることが可能な場合において、負債が設定される。当該負債は四半期毎に見直され、新しい事実が認められる際に調整される。多くの場合において、当社は、現時点で損失の発生の可能性が高かつその金額を合理的に見積ることができるとの判断を下せないため、当該請求に抗弁するための弁護士報酬以外の負債を計上していない。

各契約年度において予想される損失が当社の控除免責金額を超過する額を限度として、当社はまた、利用可能な第三者保険プログラムに基づき当社が回収を予想する金額につき資産を計上している。当社は、様々な水準の第三者保険の担保範囲を有し、給付限度額および担保範囲の条件は契約年度により著しく異なる。

政府調査および関連訴訟

2005年1月、当社およびその子会社マーシュ・インクはニューヨーク州検事総長事務局(以下「NYAG」という。)およびニューヨーク州保険局と和解契約を結び、マーシュによる様々な保険会社との市場サービス契約の使用に関する民事訴状および関連召喚状について和解した。その後2010年2月に、当事者は修正および変更和解契約を締結し、これによりマーシュは公平な条件を取り戻すことができた。

NYAG訴状で主張された事項と類似する主張に基づいている多くの個人の当事者による訴訟が、当社、1社以上の当社の子会社、その現・旧取締役および役員に対して開始された。これらの問題の多くは解決されている。当社、マーシュおよび一定のマーシュの子会社に対して保険契約者から提起された7件の訴訟が連邦裁判所および州裁判所で係属中である。

当社の活動は、米国およびその複数の州、欧州連合およびその加盟国、ならびに事業を行うその他の管理区域の法律に基づいて規制されている。また、当社は、通常の事業過程において、政府当局により実施される調査、訴訟および/または規制措置の対象となっている。

その他の偶発事象—保証

英国に本拠を置くセジウィック・グループを1998年に取得したことに関係して、当社は既に清算状態にあったいくつかの保険引受事業（リバー・チームズ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド（以下「リバー・チームズ」という。）を含む。）を取得したが、当社は、リバー・チームズを2001年に売却した。セジウィックは、リバー・チームズがインスティテュート・オブ・ロンドン・アンダーライターズ（以下「ILU」という。）を通じて引き受けた一定の保険契約に関する請求の支払を保証した。この保証の対象とされた保険契約については、リバー・チームズの関連当事者によって40百万ポンドまで再保険がかけられている。当該再保険契約の下での請求の支払は、信託に保有される分離資産によって担保されている。2012年6月30日現在、当該再保険の担保範囲は、当該保証の対象となる保険契約に関する予測債務の最善の見積額を上回った。リバー・チームズまたは再保険会社が当該保険契約に基づく債務を履行できない場合はそれを限度として、請求者が当該保証に基づき当社からの回収を求める可能性がある。

1980年から1983年まで、当社はILUの構成員であるイングリッシュ・アンド・アメリカン・インシュアランス・カンパニー（以下「E&A」という。）を間接的に所有していた。ILUは当社にE&A債務の一部を保証するよう求めた。E&Aが1993年に支払不能に陥った後、ILUは、ILUを通じて発行され1980年7月3日から1983年10月6日の間に開始した特定のE&Aの保険契約に係る保険契約者からの請求の支払に利用できるエバーグリーン信用状の発行に当社が同意するのと引き換えに、当該保証の解除に同意した。一定の請求は当該信用状に基づき支払われており、当社は、追加の請求者が当該信用状に対して回収を求める可能性があると予想している。

パトナム関係事項

2007年8月に、グレイト・ウエスト・ライフコ・インク（以下「GWL」という。）が当社からパトナム・インベストメンツ・トラストを買収したことに関連して、GWLとの株式購入契約（その写しは2007年2月1日に当社が提出したフォーム8-Kの別紙として含められた。）の条件に従い、当社は、特定のパトナム関連訴訟および規制関係事項に関してGWLに補償を行うことに同意した。これらの事項の大部分は解決されている。

クロール関係事項

2010年8月に、アルテグリティ・インク（以下「アルテグリティ」という。）が当社からクロールを買収したことに関連して、アルテグリティとの株式購入契約（その写しは2010年6月30日に終了した期間のフォーム10-Qの当社の四半期報告書の別紙として添付されている。）の条件に従い、当社は、特定のクロール関連訴訟および規制関係事項に関してアルテグリティに制限付きの補償を提供することに同意した。

この注記16「請求、訴訟およびその他の偶発事象」に記載された係属中の法的手続およびその他の事項は、当社またはその子会社に対し、著しい金銭的損害賠償およびその他の形式の救済に係る負債を負わせる可能性がある。損失の発生の可能性が高くかつその金額を合理的に見積ることが可能な場合、当社はFASB ASCサブトピック450-20号（偶発事象 - 偶発損失）に従い負債を設定している。上述したものを除き、現時点で、当社は、これらの事項に起因して発生する可能性のある損失の範囲、または当該事項が当社の連結経営成績、財政状態もしくはキャッシュ・フローに対して与える影響について、合理的な見積りを提供できない。これは主に、これらの事項がいまだ係属中であり、固有の不確実性の影響を受ける複雑な問題を含んでいるためである。これらの事項の1つ以上について当社に不利な決定が下された場合には、将来の期間における当社の連結経営成績、財政状態またはキャッシュ・フローに重要な影響を及ぼす可能性がある。

17. セグメント情報

当社は提供するサービスの種類に基づいて組織されている。この組織構造の下、当社の事業セグメントは以下の通りである。

リスクおよび保険サービス 保険サービス（マーシュ）および再保険サービス（ガイ・カーペンター）から成る。

コンサルティング マーサーおよびオリバー・ワイマン・グループから成る。

セグメントの会計方針は、当社の2011年度10-Kの注記1に記載された連結財務書類に使用されたものと同一である。セグメントの業績は、セグメント営業利益に基づき評価されており、セグメント営業利益は、直接関連費用ならびに統合および再構築引当金に係わる繰入額または戻入額を含むが、当社の本部レベルの費用は含まれない。収益は、サービスの提供場所に基づいて各地域に割り当てられている。

2012年および2011年6月30日に終了した3ヶ月間および6ヶ月間の当社の事業セグメント情報の抜粋は、以下の通りである。

(単位：百万ドル)	6月30日に終了した3ヶ月間		6月30日に終了した6ヶ月間	
	収益	営業利益 (損失)	収益	営業利益 (損失)
2012年 -				
リスクおよび保険サービス	1,698 (a)	401	3,445 (c)	818
コンサルティング	1,341 (b)	172	2,654 (d)	331
事業セグメント合計	3,039	573	6,099	1,149
本部 / 消去	(13)	(55)	(22)	(104)
連結合計	3,026	518	6,077	1,045
2011年 -				
リスクおよび保険サービス	1,620 (a)	356	3,254 (c)	739
コンサルティング	1,319 (b)	152	2,580 (d)	280
事業セグメント合計	2,939	508	5,834	1,019
本部 / 消去	(11)	(43)	(22)	(82)
連結合計	2,928	465	5,812	937

(a) セグメント間の収益（2012年2百万ドル、2011年1百万ドル）、受認資金に係る受取利息（2012年および2011年ともに10百万ドル）および持分法利益（2012年9百万ドル、2011年7百万ドル）を含む。

(b) セグメント間の収益（2012年11百万ドル、2011年10百万ドル）および受認資金に係る受取利息（2011年1百万ドル）を含む。

(c) セグメント間の収益（2012年3百万ドル、2011年2百万ドル）、受認資金に係る受取利息（2012年21百万ドル、2011年22百万ドル）および持分法利益（2012年10百万ドル、2011年9百万ドル）を含む。

(d) セグメント間の収益（2012年19百万ドル、2011年20百万ドル）、受認資金に係る受取利息（2012年1百万ドル、2011年2百万ドル）を含む。

2012年および2011年6月30日に終了した3ヶ月間および6ヶ月間の事業セグメント収益の内訳は以下の通りである。

(単位：百万ドル)	6月30日に終了した3ヶ月間		6月30日に終了した6ヶ月間	
	2012年	2011年	2012年	2011年
リスクおよび保険サービス				
マーシュ	1,421	1,362	2,809	2,654
ガイ・カーペンター	277	258	636	600
リスクおよび保険サービス合計	1,698	1,620	3,445	3,254
コンサルティング				
マーサー	960	945	1,917	1,867
オリバー・ワイマン・グループ	381	374	737	713
コンサルティング合計	1,341	1,319	2,654	2,580
事業セグメント合計	3,039	2,939	6,099	5,834
本部 / 消去	(13)	(11)	(22)	(22)
合計	3,026	2,928	6,077	5,812

18. 新会計基準の公表

2012年度第1四半期に、当社は包括利益の表示に関連する新しい会計指針を適用した。この新しい指針は、包括利益合計、純利益の構成要素およびその他の包括利益の構成要素を、単一の連続した包括利益計算書または2つの別個ではあるが連続した計算書のいずれかに表示する選択肢を事業体に認めている。いずれの選択肢においても、事業体は、純利益合計とその各構成要素、その他の包括利益合計とその各構成要素および包括利益合計を表示することが求められる。当該指針は、その他の包括利益の構成要素を株主持分変動計算書の一部として表示する選択肢を排除している。当該指針は、その他の包括利益に報告されなければならない項目およびその他の包括利益の項目を純利益に振替えなければならない時期については変更しなかった。2011年12月23日に、FASBは、組替調整の表示に関連するこの指針の規定を無期限に延期するアップデートを公表した。開示の強化を除き、この新しい指針の適用は、当社の財務書類に重要な影響を及ぼさない見込みである。

2012年1月に、当社は公正価値測定に関連する会計および開示規定についてFASBから公表された指針を適用した。この指針は、レベル3のインプットについて、観察不能なインプットおよび仮定の定量的開示、ならびに評価手続、観察不能なインプットの変動に対する公正価値の感応度、階層の分類、評価技法、脚注にのみ公正価値が開示される資産および負債のインプットについての記述を求め、その開示を拡充している。

2011年1月に、当社はFASBにより公表された複数の提供物のある収益の取り決めに関する収益の認識についての指針を適用した。この新しい指針の適用は当社の財務書類に重要な影響を及ぼさなかった。

2011年1月に、当社はFASBによって公表されたマイルストーンと呼ばれる、不確実な将来の事象の達成に基づいて支払われる条件付対価についての収益認識モデルを設定する指針を適用した。この指針の範囲は研究または開発契約に限定されており、当該マイルストーンが重要であると判断するために必要な基準をすべて満たす場合、マイルストーンの支払額全額を受領した期に計上することを事業体に求めている。ただし、契約対価の一部を繰延べる結果となる別の適切な会計方針を選択することは妨げられてはいない。この新しい指針の適用は当社の財務書類に重要な影響を及ぼさなかった。

[前へ](#)

2 【その他】

(1) 後発事象

該当なし。

(2) 訴訟

連結財務書類に対する注記16参照。

3 【日本と米国との会計原則の相違】

添付の連結財務書類は、米国において一般に認められた会計原則に準拠して作成されている。これらの会計原則は、日本において一般に認められた会計原則とは、いくつかの点で異なる。主な相違点は以下の通りである。

(1) 売却目的保有に分類される長期性資産

米国では、売却目的保有に分類されるすべての基準を満たす処分予定の資産は、ASCトピック360「有形固定資産」に規定するように、帳簿価額と公正価値（売却費用控除後）のいずれか低い額で計上される。売却目的保有として分類されている間は、資産は減価償却されない。経営上および財務報告目的上、その他の資産と明らかに区別される事業およびキャッシュ・フローを有する売却目的保有資産は、(a)資産の事業およびキャッシュ・フローが事業体の継続事業から除外され、かつ、(b)処分取引後に事業体が当該資産の事業に重要で継続的な関与を行わない場合、非継続事業に計上される。

日本では、そのような売却目的保有に分類される長期性資産に関する会計基準はなく、通常減価償却され、減損処理の対象にもなる。非継続事業に関する会計基準はない。

(2) 保証

米国では、一定の第三者に対する保証を含む一定の保証は、ASCトピック460「保証」に基づき、開始時に公正価値で貸借対照表に計上しなければならない。

日本では、金融資産または金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められない。保証による支払いが発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

(3) 収益の認識

米国では、ASCトピック605「収益認識」に基づき、(1)取り決めにに関する説得力のある証拠が存在する、(2)製品等の引渡しまたはサービスの提供がなされている、(3)買主に対する売主の価格が固定しているまたは確定できる、および(4)代金の回収可能性が高い、といったこれらすべての要件が満たされた場合に、収益は認識される。

日本では、収益認識に関する明確な規定はないが、企業会計原則では実現主義の原則に従い、商品等の販売または役務の提供によって「実現」したもののついて収益を認識している。

(4) 退職給付

米国では、ASCトピック715「報酬 - 退職給付」が、確定給付型制度の積立超過または積立不足の状況を、貸借対照表において資産または負債として認識することを雇用主に要求している。ASCトピック715の下では、損益を通じて純期間給付費用として未認識の数理計算上の差益および差損、ならびに過去勤務費用または利益を、これらが純期間給付費用の一部として償却されるまで、その他の包括利益（税効果考慮後）において認識する。

米国の各制度のために選定された割引率は、制度の予想債務のキャッシュ・フローに近似した利札および償還日を有するモデル債券ポートフォリオに基づいている。米国外制度の割引率は、英国におけるiBoxx ? Corporates AA 15+市場指数などの適切な債券指数に基づいている。

2008年12月に、(15)に記載されている規定と同様に、制度資産の公正価値測定について開示を求めるとともに、(a)投資配分の決定方法、(b)制度資産の主要分類、および(c)制度資産内のリスクの著しい集中についての開示を要求する指針が公表された。新しい開示は2009年12月15日より後に終了する事業年度より適用された。

日本では、確定給付型退職給付制度について、過去勤務債務、数理計算上の差異および会計基準変更時差異の遅延認識が認められているため、退職給付債務に未認識過去勤務債務および未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として貸借対照表に計上する。なお、当該未認識項目について一括して損益処理することも選択可能である。退職給付に係る費用は、数理計算上の差異の費用処理額も含め、特定の場合を除いて、営業費用として損益計算書に計上される。

2012年5月17日、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」が公表された。これらの下では、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用を、税効果調整の上で貸借対照表の純資産の部（その他包括利益累計額）で認識し、積立不足額または積立超過額をそのまま負債または資産として計上することとなる。この新基準は、2013年4月1日以後開始する事業年度の期末から適用されるが、2013年4月1日以後開始する事業年度の期首から早期適用することができる。

退職給付債務等の割引率は、安全性の高い長期の債券の利回りを基礎として決定される。安全性の高い長期の債券の利回りとは長期の国債、政府機関債および優良社債の利回りをいう。なお、2008年7月31日に公表された企業会計基準第19号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その3）」に基づき、2009年4月1日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から、割引率の基礎とする安全性の高い長期の債券の利回りとは、期末における長期の国債、政府機関債および優良社債の利回りとされ、割引率は一定期間の利回りの変動を考慮して決定されるのではなく、期末における利回りを基礎としている。それ以前は、割引率は、一定期間の債券の利回りの変動を考慮して決定することができた。

(5) 年金以外の退職後給付

米国では、ASCトピック715「報酬 - 退職給付」に準拠して、従業員が必要な役務を提供した年度中に、適格な退職従業員および適格被扶養者に対する年金以外の退職後給付（主に、健康保険給付）のための予想費用を発生主義により費用計上する。

一方、日本ではこのような年金以外の退職後給付の会計基準は定められていない。

(6) 株式に基づく報酬

米国では、ASCトピック718「報酬 - 株式報酬」が、株式に基づく支払いを付与日において公正価値で測定し、財務書類において報酬費用を認識することを企業に要求している。

日本では、2005年12月27日に公表され、2008年12月26日に改訂された企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、会社法施行日（2006年5月1日）以後に付与されたストック・オプションについては、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正価値に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本の部（日本の開示制度の下では「純資産の部」）に新株予約権として区分計上される。当該会計基準は2006年5月1日より前に付与されたストック・オプションについては、同会計基準の適用開始後にストック・オプションの公正な評価単価を変動させる条件変更が行われた場合を除き適用されない。ただし、当該オプションについては一定の開示が適用されている。

(7) 法人所得税の不確実性

米国では、ASCトピック740「法人所得税」の不確実な税務ポジションの規定において、財務書類上で認識される前に税務ポジションが適合すべき最低の認識範囲を規定することにより、法人所得税の会計処理を明確にしている。ASCトピック740の不確実な税務ポジションの規定はまた、認識の中止、測定、分類、利息および加算税、期中会計期間の会計処理、開示ならびに移行についての指針も規定している。

ASCトピック740の不確実な税務ポジションの規定は、認識すべきタックス・ベネフィットの金額を決定するために二段階のプロセスを規定している。第一段階では、税務ポジションは税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。）において支持される可能性の方が高いことを入手可能な証拠の重要性が示唆しているか否かを判断することで、税務ポジションの認識について評価を行う。第二段階では、最終的な解決時に実現する可能性が50%超である最大金額として、タックス・ベネフィットの見積りおよび測定を行う。こうした金額の見積りは、起こり得る様々な結果の可能性の判断が要求されることから、本質的に困難かつ主観的である。これらの不確実な税務ポジションの再評価は四半期毎に行われる。この評価は、事実または状況の変化、税法の改正、税務調査で実質的に解決した問題および新たな税務調査活動を含む（ただしこれに限定されない）要素に基づく。認識または測定におけるこうした変化により、変化の生じた期間に、タックス・ベネフィットまたは法人所得税への追加費用の認識が発生する可能性がある。

日本では、財務諸表上で認識される前に税務ポジションが適合すべき最低の認識範囲を規定する上記のような法人所得税の会計基準はない。

(8) 企業結合およびのれん

米国では、企業結合会計についての指針に対する以下の改訂前は、企業結合は「パーチェス法」により会計処理されていた。ASCトピック805「企業結合」における指針のアップデート（取得日が2008年12月15日以後開始する最初の年次報告期間となる企業結合より非遡及的に適用される。）は、取得企業が取引における取得資産および引受負債のすべて（かつ、そのみ）を認識することを要求し、取得日の公正価値をすべての取得資産および引受負債の測定目標として設定し、投資家およびその他の利用者が企業結合の性質および財政的な影響を評価し理解するために必要なすべての情報を取得企業が開示することを求めている。なお、従前通り、いかなる計上されたのれんも少なくとも年1回の減損処理の対象となり、償却は行われない。2011年9月15日に、FASBIは、のれんの定性的な減損テストを実施する必要があるかどうかを決定するために定性的要因をまず評価することを企業に認める改訂指針を公表した。

日本では、2008年12月26日の企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」の改正基準の公表により、企業結合はパーチェス法により会計処理されることとなり、持分プーリング法の適用は廃止された。また、同日に公表された企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」により、連結貸借対照表の作成にあたっては被取得会社の資産および負債のすべてを支配獲得日の時価により評価することが要求されることとなった。両基準は2010年4月1日以後実施される企業結合から適用されている。

これ以前には、パーチェス法による会計処理のほか、一定の厳格な条件の下で持分の結合と識別される限られた場合のみ、持分プーリング法による会計処理が認められていた。また、被取得企業における取得資産、引受負債および非支配持分の取得企業による評価については、時価により評価する範囲を親会社の持分に相当する部分に限定する方法（部分時価評価法）、または少数株主持分に相当する部分を含めてすべてを時価評価する方法（全面時価評価法）の選択が認められていた。

なお、従前通り、のれんは20年以内のその効果が及ぶ期間にわたり定額法その他の合理的方法により規則的に償却され、必要に応じて減損処理の対象となる。

(9) 変動持分事業体の連結

米国では、変動持分事業体（以下「VIE」という。）の連結についての指針は、ASC トピック810「連結」に含まれている。変動持分事業体とは、持分投資家が支配財務持分の特徴を有していないか、またはリスクにさらされている持分が十分でなく、追加的な劣後的財務支援なしには法的事業体はその活動の資金を調達することができない事業体と定義される。この指針は、どの報告事業体がVIEに対する支配財務持分を有するかを決定する事に重点を置いている。それは、どの報告事業体が、(1)VIEの経済的業績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を持っているか、および(2)VIEの損失を負担する義務または利益を享受する権利を持っているか、を判断する事により決定される。

日本では、通常、実質的に支配されている企業は連結しなければならないが、VIEの連結に関する特別な基準はない。

(10) 非支配持分（少数株主持分）

米国では、ASCトピック810「連結」に、子会社に対する非支配持分（従前の「少数株主持分」）は連結事業体に対する所有持分であり、連結財務書類上、親会社資本と区別して資本として報告されるべきことを明確にする指針が含まれている。連結純利益の親会社に帰属する金額と非支配持分に帰属する金額は、連結損益計算書上明確に区別されて表示されなければならない。親会社の所有持分の変動は、親会社が子会社に対する支配財務持分を保持している場合は資本取引として会計処理されなければならない。これらのアップデートは2008年12月15日以後開始する事業年度および当該事業年度の期中から適用されている。

日本では、企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」に基づき、少数株主持分は純資産の部に計上される。連結損益計算書では、少数株主損益は純利益前の個別項目として表示され、純利益には親会社の株主に帰属する利益のみが含まれる。子会社株式を一部売却した場合で支配関係が継続している場合には、売却による親会社の持分の減少額と投資の減少額との間に生じた差額は、損益として処理される。

(11) デリバティブ金融商品およびヘッジ活動

米国では、ASCトピック815「デリバティブおよびヘッジ」に基づき、すべてのデリバティブ金融商品は、公正価値で貸借対照表に計上される。公正価値の変動を相殺するために用いられるデリバティブについては、要件が満たされた場合には公正価値ヘッジ会計が適用され、デリバティブおよびヘッジ対象リスクに起因するヘッジ対象項目の公正価値の変動は損益に認識される。予定取引のキャッシュ・フロー変動のエクスポージャーをヘッジするために使用されるデリバティブについては、要件が満たされた場合にはキャッシュ・フロー・ヘッジ会計が適用され、デリバティブの公正価値変動のうち有効な部分は当初はその他の包括利益に計上され、その後ヘッジ対象項目が損益に影響する時に損益計算書に組替えられる。非有効部分については、当期損益に計上される。2008年3月に、FASBはASCトピック815における指針のアップデートを公表した。このアップデートは、デリバティブ金融商品およびヘッジ活動が事業体の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローに与える影響を投資家がより良く理解可能とするための拡充された開示を求めている。

日本では、デリバティブ取引について、会計基準により定められたヘッジ会計の要件を満たす場合には、原則として、「繰延ヘッジ会計」（時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法）を適用し、ヘッジ対象である資産または負債に係る相場変動等を会計基準に基づき損益に反映させることができる場合には、「時価ヘッジ会計」（ヘッジ対象である資産または負債に係る相場変動等の損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する。）を適用できる。

資産または負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが金利変換の対象となる資産または負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件および契約期間が当該資産または負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産または負債に係る利息に加減する「特例処理」が認められている。また、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等については、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引および外貨建金銭債権債務等を換算し直物為替相場との差額を期間配分する方法（「振当処理」）によることができる。

複数の資産または負債から構成されているヘッジ対象をヘッジしている場合には、ヘッジ手段に係る損益または評価差額は、損益が認識された個々のヘッジ対象資産または負債に合理的な方法により配分する。

(12) 公正価値測定

米国では、ASCトピック820「公正価値測定および開示」において、公正価値が定義され、公正価値測定のための枠組みが定められ、公正価値測定に関する開示が拡充されている。ASCトピック820は、すべての金融資産・負債、ならびに非金融資産・負債のうち財務書類上経常的に（少なくとも年1回）公正価値で認識・開示されるものに対して適用される。

ASCトピック820は、公正価値を「測定日現在、資産・負債の主要なまたは最も有利な市場における市場参加者の秩序ある取引において、資産の売却により受領するかまたは負債の移転により支払うであろう価格（すなわち、「出口価格」）」と定義している。公正価値は、企業独自の仮定ではなく、市場参加者が資産または負債の価格決定に使用するであろう仮定に基づいて計算されなければならない。さらに、負債の公正価値には、企業自身の信用リスクを含む不履行リスクを加味しなければならない。

公正価値を定義したことに加え、ASCトピック820は、公正価値に関わる開示要求を拡充し、評価のインプットに関する公正価値の階層を設定している。この階層は、公正価値測定に使用されるインプットが市場においてどの程度観察可能であるかに基づいて、インプットを3つのレベルに優先順位付けしている。公正価値の階層のどのレベルに該当するかは、公正価値測定において重要なインプットのうち最もレベルの低いインプットに基づいて決定される。

日本では、すべての金融資産・負債および非金融資産・負債を対象とする公正価値測定を包括的に規定する会計基準または公正価値の階層に関する基準はない。公正価値は、金融商品および非金融商品資産・負債に関する各会計基準において、市場価格に基づく価額、または市場価格がない場合の合理的に算定された価額と定義されている。

(13) 金融商品に係る開示

米国では、ASCトピック820「公正価値測定および開示」に基づき、公正価値の見積りが可能である限り、金融商品の公正価値および公正価値を見積もるために使用した方法および重要な仮定を財務書類の本体または注記において開示しなければならない。さらに、一定の金融商品に係る信用リスクの集中については、個人の当事者であるかグループの当事者であるかに係らず、注記での記載が要求されている。また、リスクを管理・調整する方法と同様の市場リスクの定量的情報についての開示が奨励されている。

2009年4月9日に、FASBIは、「金融商品の公正価値に関する期中開示」および「期中財務報告」についての指針を公表した。この指針は、年次財務書類に加えて、公開企業の期中報告書における金融商品の公正価値に関する開示を要求している。この指針は、現行の金融商品評価に関してより適時な開示を提供することを目的としており、2009年6月15日より後に終了する期中期間から適用された。この指針は、当社の財政状態または報告された成績に重要な影響を及ぼさなかった。

日本では、デリバティブ取引に係るリスクの内容およびリスク管理体制等の取引の状況、ならびに有価証券およびデリバティブ取引の時価等の開示が要求されていた。2008年3月10日付で、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」が改正され、上記の開示に関する要件を、有価証券およびデリバティブ取引を含む金融商品全般に広げている。すなわち、金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項を開示しなければならない。この改正基準は2010年3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用されている。

第7 【外国為替相場の推移】

省略

第8 【提出会社の参考情報】

当社は、平成24年 1 月 1 日以降本半期報告書提出日までの間に以下の書類を関東財務局長に提出した。

(1) 有価証券報告書およびその添付書類

平成24年 6 月15日関東財務局長に提出

(2) 有価証券届出書およびその添付書類

平成24年 9 月14日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし